(仮称)調布市公共施設見直し方針(素案)

平成 30 年 12 月

調布市

目 次

第1章 公共施設見直しの基本的な考え方	1
第1節(仮称)公共施設見直し方針の位置付け	1
(1) これまでの公共施設マネジメントの取組	1
(2) (仮称) 公共施設見直し方針の策定	2
(3) (仮称) 公共施設マネジメント計画策定に向けた取組	3
第2節 公共施設マネジメントの必要性	4
(1) 公共施設における課題	4
(2) 総合管理計画における目的と目標	6
(3) 総合管理計画における基本方針	7
第3節 機能見直しの前提	8
本書における用語の定義	8
第4節(仮称)公共施設見直し方針の対象とする施設分類等	9
第5節(仮称)公共施設見直し方針の目的と概要	. 10
(1)(仮称)公共施設見直し方針の目的	. 10
(2) (仮称) 公共施設見直し方針の概要	. 10
第 6 節 機能見直しの基本的な考え方	. 11
(1) 市民サービス・機能の整理	. 12
(2) 機能見直しの視点に基づく整理	. 12
(3) 公共施設マネジメントの取組時期に関する検討	. 15
(4) 施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)	. 16
第2章 公共施設見直しの手法	. 17
第3章 建築物の長寿命化に関する考え方	. 22
第4章 公共施設の適正配置に関する考え方	. 24
第5章 まちづくりと連動した土地利用の見直し検討の考え方	. 26
第6章 施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)	27
第1節 事務所施設	29
第2節 その他事務所施設	. 34
第 3 節 児童福祉施設	35
第 4 節 老人福祉施設	. 44
第 5 節 社会福祉施設	. 50
第 6 節 コミュニティ施設	. 58
第 7 節 市営住宅	. 60
第 8 節 小学校	. 61
第 9 節 中学校	. 63
第 10 節 文化施設	. 64
第 11 節 社会教育施設	
第 12 節 体育施設	. 77
第 13 節 防災施設	
第 14 節 交通安全施設	
第 15 節 その他の施設	
第7章 公共施設の集約・複合化・官民連携のモデル事業の検討イメージ	. 96

第1章 公共施設見直しの基本的な考え方

第1節(仮称)公共施設見直し方針の位置付け

(1) これまでの公共施設マネジメントの取組

調布市(以下「市」という。)では、これまでも公共施設を総合的かつ計画的に管理、活用する公共施設マネジメントに継続して取り組んできました。

平成17年度には,第2次行財政改革アクションプランに基づき,仙川保育園の複合化を含む建替えや,市民センターの廃止などを位置付けた第1次公共施設見直し計画を策定しました。平成18年度には,木島平山荘の廃止や神代出張所機能移転の方向性を位置付けた,第2次公共施設見直し計画を策定するなど,計画に位置付けた取組を進めてきました。また,平成21年度には,第3次行財政改革アクションプランに基づき公共建築物維持保全計画を策定し,平成22年度以降,現在に至るまで,継続して計画的な維持保全に取り組んでいます。

平成27年度には、行革プラン2013及び2015に基づき、前年度に実施した公共施設基礎調査の結果を活用して、市における公共施設の現状や課題などを整理した公共施設白書を作成し、また、平成28年度には、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する市の基本的な考え方を示す公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を策定しました。平成30年度は、総合管理計画で示した「最適化に向けた適正な配置と総量の抑制」などの基本方針に基づき、組織横断的な連携の下、個別施設の今後の在り方、方向性の検討に取り組んでいます。

2018 H18 H16 H17 H20 H21 H22 H23 H24 H27 H30 第2次行革アクションプラン 第3次行革アクションプラン 第4次行革アクションプラン 行革プラン2013・2015 公共施設再配置計画の 公共建築物維持保全計画 公共建築物維持保全計画 ・公共施設白書の作成を位置付け 総合管理計画策定とそれに基づく取組を位置付け の策定を位置付け の推進を位置付け 策定を位置付け 第 1 第 2 在り方 公 公 公 公 合管 共 共 共 共 次公 次公共施設 理 建 施 施 施 計 築 設 設 設 共 方向性 画 物 等 基 白 施 に基づく 維 総 礎 書 設 持 合 調 作 見 見 の検討 保 査 成 管 直 直 全 実 理 別 計 計 計 計 施 画 画 の 画 画 公共施設 策 策 策 策 定 定 定 定 公共建築物維持保全計画に基づく継続的取組

【図表 1】これまでの公共施設マネジメントの取組

(2) (仮称) 公共施設見直し方針の策定

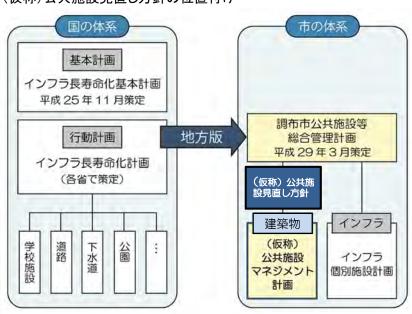
国が策定したインフラ長寿命化基本計画(平成25年11月策定)において,地方 自治体は,2020(平成32)年度頃までに個別施設ごとの長寿命化計画として, 個別施設計画を策定することが求められています。

市では、質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「持続可能な市政経営」の確立を目指して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を示す総合管理計画を平成28年度に策定しました。その基本方針として、最適化に向けた適正な配置と総量の抑制のほか、適切な維持管理・運営の推進、民間活力等の活用を位置付け、長期的な視点による公共施設マネジメントを推進することとしています。この基本方針等に基づき、個別施設の今後の在り方、方向性の検討を行いながら、2020(平成32)年度において、国から策定を求められている個別施設計画に相当する(仮称)公共施設マネジメント計画を策定することとしています。

平成30年度においては、(仮称)公共施設マネジメント計画策定に向けた取組として保育園、図書館、地域福祉センター等の公共施設の分類ごと、機能見直しの視点や公共施設マネジメントの取組時期などの検討を踏まえ、今後の見直しの方向性や検討の視点などを示す(仮称)公共施設見直し方針を策定することとしています。

(仮称)公共施設見直し方針の策定に当たっては,施設所管課との複数回の意見交換をはじめ,副市長と各部長等で構成する公共施設等マネジメント推進検討会議などを活用する中で組織横断的な連携を図りつつ,全庁的な検討を行っています。

また、後期基本計画及び次期行革プランの策定と併行、連携しながら、タウンミーティング(ちょうふ未来会議)の開催やパブリック・コメント手続の実施のほか、市内で開催されるイベントなどに「公共施設みなおし隊」として参加しての情報提供やアンケート調査などに取り組むなど、適時適切な情報提供や御意見を伺う中で(仮称)公共施設見直し方針の策定に取り組むこととしています。



【図表 2】(仮称)公共施設見直し方針の位置付け

(3) (仮称) 公共施設マネジメント計画策定に向けた取組

市では、(仮称)公共施設マネジメント計画の策定に向けて、総合管理計画の基本 方針として示した「最適化に向けた適正な配置と総量の抑制」等の観点から、公共施 設の分類ごと、今後の見直しの方向性や検討の視点などを示す(仮称)公共施設見直 し方針を平成30年度に策定することとしています。

公共建築物維持保全計画については、次期基本計画の策定に向けて、平成30年度において、劣化度調査や耐久性調査の結果等を踏まえたシミュレーションシートの時点修正を行うとともに、その後は2020(平成32)年度に策定予定の(仮称)公共施設マネジメント計画に統合していく予定です。

また、平成30年度中の策定に向けて、現在検討を進めている学校施設整備方針に基づく、今後における学校施設の維持保全や集約・複合化などの具体的な取組については、他の公共施設と同様、組織横断的な連携の下、総合管理計画の基本方針等に基づく多角的な検討を行い、(仮称)公共施設マネジメント計画の中で定めていくこととしています。

【図表3】(仮称)公共施設マネジメント計画の策定に向けた取組



※学校施設の維持保全・複合化等の具体的な取組も(仮称)公共施設マネジメント計画で定めます。

第2節 公共施設マネジメントの必要性

全国の地方自治体では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期に多くの公共施設を整備しており、今後、これらの施設の多くが一斉に更新の時期を迎えることとなります。

また、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況に加えて、今後における総人口の減少や生産年齢人口の減少、超高齢社会の進行に伴う税収の減少や社会保障関係経費の増大などにより、各地方自治体において、現在の公共施設の全てを維持していくことが困難になる状況を想定しています。このような「公共施設の更新問題」は全国的な課題となっており、市においても、今後の公共施設の維持管理、更新等に関する様々な課題に対応していくため、長期的な視点で公共施設マネジメントに取り組む必要があります。

(1) 公共施設における課題

総合管理計画の策定に当たって整理した,市の公共施設を取り巻く現状と将来の 見通しからは,

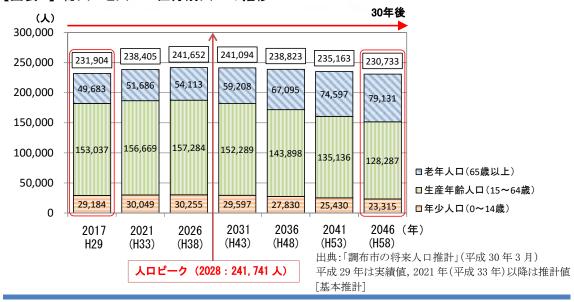
- ① 総人口や年代別人口の将来見通し(30年後の人口構造の変化)
- ② 公共施設の老朽化
- ③ 公共施設の管理運営・改修・更新費の縮減, 負担の平準化

といった3つの課題が挙げられます。それぞれの内容は次のとおりです。 (総合管理計画策定時より一部数値等を時点修正しています。)

① 総人口や年代別人口の将来見通し(30年後の人口構造の変化)

「調布市の将来人口推計(基本推計)」(平成30年3月)で示した30年後の人口動向は、総人口はほぼ横ばいで推移するものの、年少人口と生産年齢人口は減少、老年人口は大幅な増加を予測しています。これらにより、生産年齢人口の減少による税収の減少や超高齢社会の進行による一層の社会保障関係経費の増大などによる財政の硬直化、公共施設に関する市民ニーズの変化などを想定しています。

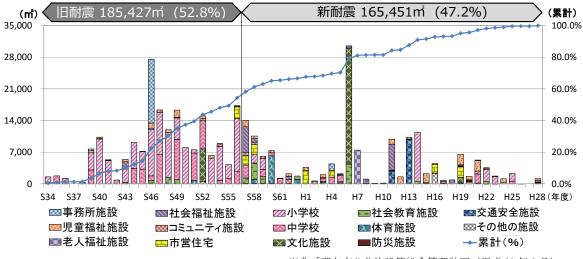
【図表 4】総人口と人口3区分別人口の推移



② 公共施設の老朽化

市では, 高度経済成長期から昭和50年代にかけて多くの公共施設を整備し, なか でも学校施設の整備を集中的に行ってきました。これらの施設は建設から30年以 上経過しており,延床面積では全体の約6割を占めています。更に学校施設に限ると 建設後30年以上経過している割合が8割以上となっています。

一般的に建築物は建設から60年を経過すると更新する必要があるとされている ため、今後30年間の計画期間において、延床面積では全体の約6割の公共施設、学 校施設に限ると8割以上について更新が必要となることが見込まれています。

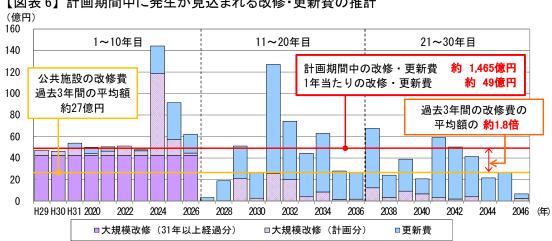


【図表 5】建設年度別施設分類(中分類)別延床面積(市有面積)

出典:「調布市公共施設等総合管理計画」(平成29年3月)

③ 公共施設の管理運営・改修・更新費の縮減, 負担の平準化

公共施設について, 平成29年度以降の30年間における改修・更新費を推計する と約1465億円,1年当たりの平均では約49億円となり,平成25年度から平成 27年度までの過去3年間における改修費の実績の平均である約27億円の約 1.8倍が必要となることを見込んでいます。また、市における公共施設全体の管理 運営にかかる費用は、平成28年度で年間約150億円となっています。



【図表 6】計画期間中に発生が見込まれる改修・更新費の推計

出典:「調布市公共施設等総合管理計画」(平成29年3月)

≪ポイント≫公共施設に係る費用の推計値と実績額の比較

管理運営費には平成28年度に相当する額、改修費には平成25年度から平成27年度まで平均額と同等の年間経費が今後発生すると仮定して試算します。

これまでと同じ延床面積で施設を保有し続け、同様のサービスを提供する場合、今後30年間で管理運営費と改修・更新費として、全体で約5,970億円が必要になると推計しています。

(管理運営費約 150 億円+改修・更新費約 49 億円) ×30 年=約 5,970 億円 | A |

一方で実際に施設に支出した管理運営・改修費は年間約 177 億円となるため、今後 30 年間、現在の規模で支出した場合、約 5,070 億円となります。

(管理運営費約 150 億円+改修費約 27 億円) ×30 年=約 5,310 億円 │ B │

A 約 5,970 億円と B 約 5,310 億円の差額約 660 億円が,今後 30 年間を通じた財源不足額として想定されます。

(2) 総合管理計画における目的と目標

目的

これまで述べてきたように、公共施設を取り巻く環境は、今後、一層厳しくなることが予想されます。そのような中にあっても、市では、質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「持続可能な市政経営」の確立を目指して、公共施設の総合的かつ計画的な管理に取り組むこととしています。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、公共施設の適正な配置・総量の抑制と併せて、老朽化に対応した適切な維持保全や更新のほか、管理運営・改修・更新費の縮減、負担の平準化について、民間活力の活用等を踏まえながら取り組むこと、また、公共施設の適正な配置と総量の抑制に当たっては、今後30年間の計画期間を見据えて公共施設の全体数や床面積等は抑制を図る一方で、施設の機能は市民ニーズを踏まえて現行のサービス水準を維持することを基本に、集約・複合化、多機能化、アウトソーシング等に取り組むこととしています。

目 標

全国的に人口が減少している中で、平成30年3月に公表している「調布市の将来 人口推計(基本推計)」では、市の人口のピークは2028(平成40)年頃になる ものと見込んでおり、それまでの間、人口は増加傾向で推移するものと想定していま す。

そのため、人口増加に応じて施設の需要も増加するものと想定しており、計画期間 (30年間)の当面は、「公共施設の全体数や床面積、管理運営・改修費の抑制」に 取り組むこととしています。

(3) 総合管理計画における基本方針

総合管理計画では、計画期間(30年間)の当面の目標として、「公共施設の全体数や床面積、管理運営・改修費の抑制」に取り組むことを定めており、目標達成に向けて3つの基本方針を掲げています。

今後は、これらの基本方針に基づき、持続可能な市政経営の確立に資する公共施設 マネジメントを推進していくこととしています。

基本方針1 最適化に向けた適正な配置と総量の抑制

公共施設では様々な市民サービスを提供していますが、必ずしも専用の施設がないと市民サービスの提供ができないわけではありません。「市民サービス=施設」の考え方から脱却し、機能維持を図りながら、公共施設の最適化に向けた適正な配置と総量の抑制に必要な方策を検討し、取り組んでいきます。

【実施方針】

①市民サービス提供の在り方の検討 ②集約・複合化,多機能化の検討 ③市民サービス機能の再編の検討 ④多目的施設の検討 ⑤目標値設定を見据えた適正な施設保有量の検討

基本方針 2 適切な維持管理・運営の推進

公共建築物については、公共建築物維持保全計画の4つの基本方針である「安全かつ良好な機能の維持」、「安定的かつ継続的に使用するための長寿命化」、「維持保全に係るコストの最適化」、「外部に与える環境負荷の低減」を基本として維持保全に取り組んでいますが、計画策定後の社会状況等の変化や新しい視点を踏まえながら、更に取組を推進していきます。

【実施方針】

- ①長寿命化によるライフサイクルコストの縮減 ②計画的で適切な維持管理の推進
- ③財政負担の縮減,平準化 ④利用者負担の適正化の検討 ⑤施設管理の一元化の検討
- ⑥アウトソーシングの活用 ⑦公共施設の安定的な運営 ⑧防災機能の強化
- ⑨その他(建設コストの縮減,環境負荷の低減等)

基本方針3 民間活力等の活用

行政と民間事業者等との役割分担の下,市民サービスが適切に提供されることに 留意しつつ,費用対効果などを総合的に考慮したうえで,民間でできることは民間に 委ねるという考えの下,民間活力等の活用を検討し,取組を進めていきます。

また,限られた財源の中で,質の高い市民サービスを持続的に提供していくには, 多様な主体との連携による取組が効果的・効率的であることから,行政外部の視点からの意見も参考にしながら,財源確保の観点も含め,国や東京都,教育機関,民間企業等との連携を図る中で効率的な事業手法の導入を検討し,取組を進めていきます。

【実施方針】

- ① P P P (官民連携), P F I の推進 ②他の行政主体等との連携
- ③公有財産の有効活用の推進

第3節 機能見直しの前提

公共施設には、一つの建築物 (ハコ) に一つの施設を設置しているものもあれば、 複数の施設を設置しているものもあります。一方で、学校施設など、一つの施設の中 に校舎や体育館など複数の建築物を設置しているものもあります。このように公共 施設は、必ずしも「施設数」=「建築物数」とは限りません。

また、施設の機能は行政目的を達成するためのサービス提供を行う仕組みであり、 一つの施設に一つだけとは限らず、複数の機能がある場合もあります。

これらのことから、機能の見直しに当たっては、「建築物」、「施設」及び施設の「機能」を整理しながら検討を進める必要があるため、以下の事項を前提として検討を進めます。

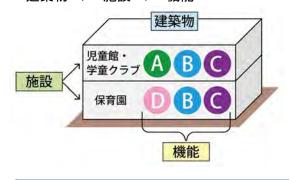
本書における用語の定義

用語	定義
建築物	建築基準法で規定する建物
施設	行政目的を達成するための場所
機能	行政目的を達成するための仕組み・役割(人, モノのはたらき)

【図表7】建築物,施設,機能が複合的に組み合わされている公共施設の例

例1) 一棟の建築物に複数の施設を配置している場合(複合施設)

建築物 > 施設 > 機能



建築物	施設	機 能						
複合	児童館・ 学童クラブ	▲ 健全育成機能(児童館)B 保育機能(学童クラブ)⑤ 交流機能(子育てひろば)						
建築物	保育園	相談機能(育児相談)保育機能(保育)交流機能(地域交流)						

例2) 小学校敷地に複数の施設・建築物を配置している場合

施設 > 建築物 > 機能



施設	建築物	機能
小学校	校舎	□ 学校教育機能(小学校)
小子校	体育館	一子饮料自饭柜(小子饮)
ふれあい 給食室	校舎	□ 健康づくり機能(ふれあい給食室)
学童 クラブ	複合	B 保育機能(学童クラブ)
ユーフォー	建築物	☞ 居場所機能(ユーフォー)

第4節(仮称)公共施設見直し方針の対象とする施設分類等

(仮称)公共施設見直し方針において対象とする施設分類等は、平成30年4月1日時点で、施設分類数は78分類、施設数は302施設、建築物の棟数は363棟となっています。

【図表 8】(仮称)公共施設見直し方針の対象とする施設分類

平成30年4月1日時点

			施設		参考	Í		
大分類	中分類	中分類に含まれる施設分類 	分類数	施設数		建築物棟数		
事務所施設	事務所施設	市役所庁舎, ごみ対策課事務所, 歴史資料整理室, 神代出張所, クリーンセンター, 教育会館	6 分類	6 施設	10 施設	10 棟		
	その他事務所施設	 庁舎外庁用駐車場 	1 分類	4 施設	10 池改	0 棟		
福祉施設	児童福祉施設	保育園、児童館・学童クラブ、小学校併設型学童クラブ、 単独設置型学童クラブ、青少年ステーション(CAPS)、 子ども発達センター、子ども家庭支援センターすこやか、 共同実施型家庭的保育施設(ちいはぐ・仙川)	8 分類	53 施設		55 棟		
	老人福祉施設	ちょうふの里、国領高齢者在宅サービスセンター、 入間町地域密着型認知症ディサービス、シルバーピア、 老人憩の家、ふれあい給食室	6 分類	12 施設	79 施設	13 棟		
	社会福祉施設	総合福祉センター, 知的障害者援護施設, デイセンターまなびや、希望の家, 障害福祉サービス施設, 障害者地域生活, 就労支援センターちょうふだぞう, 知的障害者援護施設すまいる分室, 知的障害者グループホーム, こころの健康支援センター, 健康活動ひろば, 医療ステーション, シルバー総合センター	12 分類	14 施設		15 棟		
コミュニティ 施設	コミュニティ施設	地域福祉センター, ふれあいの家	2 分類		28 施設	28 棟		
市営住宅	市営住宅	市営住宅	1 分類		7 施設	24 棟		
文化·教育 施設	小学校	小学校	1 分類	20 施設		78 棟		
	中学校	中学校	1 分類	8 施設		40 棟		
	文化施設	文化会館たづくり、グリーンホール、せんがわ劇場	3 分類	3 施設		3 棟		
	社会教育施設	郷土博物館, 郷土博物館分室, 文化財資料室, 深大寺 水車館, 博物館収蔵資料保管庫, 武者小路実篤記念 館, 公民館, 中央図書館, 図書館分館等, ユーフォープレ イルーム, 青少年交流館, ハケ岳少年自然の家, 多摩川 自然情報館, 佐須農の家	14 分類	45 施設	102 施設 45 施設			
	体育施設	総合体育館、総合体育館第2駐車場, 西調布体育館, 市民大町スポーツ施設, 市民プール, 屋外運動施設, 学校の体育施設(学校使用時以外の一般使用)	7 分類	26 施設	13 棟			
その他	防災施設	消防団機械器具置場,被災者一時宿泊施設大型備蓄倉庫,防災備蓄倉庫,災害対策用資材倉庫	4 分類	20 施設		20 棟		
	交通安全施設	自転車等駐車場, 自転車等保管所, 子ども交通教室, 国領駅南口市営駐車場	4 分類	46 施設		8 棟		
	その他の施設	市民プラザあくろす(貸館),市民プラザあくろす男女共同参画推進センター,市民プラザあくろす産業労働支援センター,市民プラザあくろす市民活動支援センター,第七中学校不登校特例校分教室「はしうち教室」・適応指導教室「太陽の子」,仙川中継ボンプ場,利再来留(リサイクル)館,資材倉庫	8 分類	10 施設	76 施設	10 棟		
		計	78 分類	302	施設	363 棟		

※建築物棟数については、複合施設を勘案しない延べ数としています。 ※対象とする建築物は延床面積が概ね50㎡以上を対象としています。

第5節(仮称)公共施設見直し方針の目的と概要

(1) (仮称) 公共施設見直し方針の目的

2020(平成32)年度に予定している個別施設の在り方・方向性を示す「(仮称)公共施設マネジメント計画」の策定に向けて、総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設見直しの方向性や検討の視点など、基本的な考え方を整理することを目的としています。

(2) (仮称) 公共施設見直し方針の概要

(仮称)公共施設マネジメント計画の策定に向けて、総合管理計画の基本方針に基づき、保育園・図書館・地域福祉センターなどの公共施設の分類ごと、施設機能や提供するサービスの把握・整理を行うほか、施設機能見直しの視点による検討や、公共施設マネジメントの取組時期の検討などを踏まえて、今後の見直しの方向性や検討の視点のほか、長寿命化や適正配置の考え方などを整理しています。

【(仮称)公共施設見直し方針で定める主な内容と該当頁】

第1章 公共施設見直しの基本的な考え方
第6節 機能見直しの基本的な考え方11
(1) 市民サービス・機能の整理12
(2) 機能見直しの視点に基づく整理12
(3) 公共施設マネジメントの取組時期に関する検討15
(4) 施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)16
第 2 章 公共施設見直しの手法17
第3章 建築物の長寿命化に関する考え方22
第4章 公共施設の適正配置に関する考え方24
第5章 まちづくりと連動した土地利用の見直し検討の考え方26
第6章 施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)27
施設分類一覧28
市庁舎 29,神代出張所 31,保育園 35,児童館・学童クラブ 36,
老人憩の家 48,総合福祉センター50,地域福祉センター58,
ふれあいの家 59,市営住宅 60,小学校 61,中学校 63,
文化会館たづくり 64, グリーンホール 65, 郷土博物館 67,
公民館 71,中央図書館 72,図書館分館 73,総合体育館 77,
屋外運動施設(市民プール含む)80 など
第7章 公共施設の集約・複合化・官民連携のモデル事業の
検討イメージ96

第6節 機能見直しの基本的な考え方

市では、今後における個別の公共施設の在り方、方向性を示す(仮称)公共施設マネジメント計画の策定に向けて、総合管理計画の基本方針として定める「最適化に向けた適正な配置と総量の抑制」等の観点から公共施設機能の見直しを検討し、その内容を「【図表9】見直しの方向性検討シート」として整理します。

【図表 9】見直しの方向性検討シート(例)

		施設名	称		所在地						
市役	设所庁舎		小島町27	小島町2丁目35番地1 1971							
市民サービス・機能	設置目的根拠	○地方自治法 [事務所の設置又は変更] 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 ○調布市の事務所の位置条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定により、調布市役所の位置を次のとおり定める。 東京都調布市小島町2丁目35番地1									
	提供 サービス	「戸籍・住民票・印鑑登録」「健康保険・年金」「税金」「ごみ・リサイクル」 「交通・駐輪場」「住まい」「下水道・ライフライン」 「消費・生活」「地域活動・市民活動」「人権・平和」等									
機能	機能	市民サービス提供の視点 民間活力			ICT 等 活用の視点 ○:高 △:中	過去	市全体 市民二一 現在 2013~22	ズの傾向 将来 (中期)	将来 (長期)		
0	事務所機能	0	0	0	0	7	7	→	2031		
整理	窓口機能	Ō	Ö	Ö	Ö	1	\rightarrow	\rightarrow	7		
:	相談機能	0	0	0	0	1	1	7	\rightarrow		
	議会機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け			緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)			市民意識(利用状況)		
	Ⅱ期以降	o	(ii)	o	0	(<u></u>	(9)		

〈現市庁舎について〉

- ・来庁者の安全性・利便性の確保のほか、庁舎機能を維持した中での免震改修工事を着実に推進する。【方針②】
- ・今後 3 0 年程度の使用を前提とした計画的な維持保全について,次期行革プランに位置付けたうえで検討,推進する。【方針②】
- 〈将来的な市庁舎の更新検討〉
- ・更新後に必要とされる面積規模を確保できる場所としては、現状では現敷地が最有力地となることを踏まえ、将来的な市庁舎更新に向けて、現敷地における効率的な建替方法などの検討に取り組む。【方針①】
- ・財源確保方策としての新たな基金の設置に向け、必要な機能や整備手法など、次期行革 プランに位置付けたうえで検討に取り組む。【方針①②】

①当面維持 ②改善 ③移転	I期	Ⅱ期	Ⅲ期
④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討	(1)	(1)	(1)

市民サービス・機能の整理

施設分類ごと,設置目的や現状で提供している市民サービスを提供するための施設機能を把握,整理(12頁参照)

機能見直しの視点に基づく整理

公共施設マネジメントの取組時期

施設分類ごと、

- ・防災上の位置付け
- ・市民生活への影響
- ・基本計画上の位置付け・ 関連等
- · 緊急性 · 適時性
- · 市民意識(優先取組施設· 利用状況)

の6つの検討項目を踏まえ,施設分類ごとの公共施設マネジメントの取組時期を総合的に検討(15 頁参照)

施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)

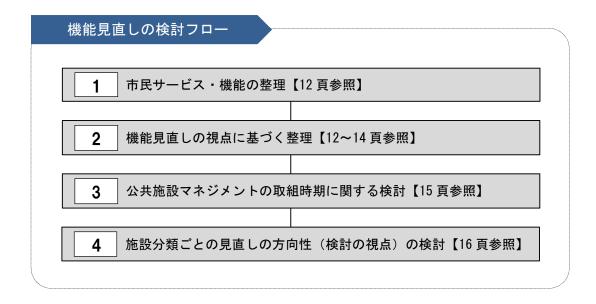
機能見直しの視点に基づく整理や取組時期の検討を踏まえて, (仮称)公共施設マネジメント計画における26年間の計画期間での取組について検討します。

計画期間における取組検討に基づき, I期からⅢ期までの期ごとに,「①当面維持」「②改善」「③移転」「④縮小」「⑤廃止」「⑥継続して検討」のうちいずれか,もしくは複数を今後の見直しの方向性・検討の視点として検討します。(16頁参照)

方向性	具体的な方向性(例)
①当面維持	適切な部位改修を実施しつつ長寿命化
②改善	改築もしくは、改修を実施したうえで長寿命化
③移転	集約・複合化による機能移転
④縮小	サービス需要の低下などに伴う機能縮小
⑤廃止	集約・複合化による機能廃止
⑥継続して検討	適切な部位改修を実施しつつ今後の方向性を検討

※見直しの方向性・検討の視点が総合管理計画の基本方針の1から3までのどれに該当するのかについて【方針①】【方針②】【方針③】で記載しています。

公共施設機能の見直しを検討する際には、次の「機能見直しの検討フロー」に基づき、「市民サービス・機能の整理」をはじめ、「機能見直しの視点に基づく整理」、「公 共施設マネジメントの取組時期に関する検討」、「施設分類ごとの見直しの方向性(検 討の視点)の検討」に取り組むこととしています。



(1) 市民サービス・機能の整理

公共施設の機能見直しの検討に当たっては、それぞれの施設(分類)が有する機能や提供するサービスを把握する必要があります。そのため、対象とする施設分類について、設置目的や現状で提供している市民サービスのほか、サービスを提供するための機能を把握し、整理します。

(2) 機能見直しの視点に基づく整理

機能見直しの検討に当たっては、総合管理計画の基本方針として定める「最適化に向けた総量の抑制や適正な配置」などの観点から、公共施設の持つ機能を38に分類し、以下の4つの機能見直しの視点による整理を行います。(14頁「【図表12】施設機能ごとの見直しの視点による考え方」参照)

【機能見直しの視点】

① 市民サービス提供の視点

市民サービス・機能の整理を踏まえ、行政がサービスを提供する必要性について 検討します。次頁の【図表 10】では、「行政が関与する必要性」、「行政等が主体で ある必要性」に関する考え方について例示しています。

【図表 10】 市民サービス提供の視点の考え方(例示)

検討の視点	区分	市民サービス提供の視点の考え方(例示)	主なサービス等
行政が関与	高	・法令等で行政の関与が義務付けられているもの ・公益性・公平性等の観点から行政の関与が求め られるもの	・行政事務・義務教育・防災 など
する必要性	△ 中	・行政が関与しなくとも、市民サービスの適切な提供が民間により行われているもの、もしくは民間により行うことができるもの	・介護 ・スポーツ ・駐輪場 など
行政等が 主体である	高	・法令等で行政による直接的な実施が義務付けられているもの ・公益性・公平性等の観点から行政による直接の実施が求められるもの	・行政事務・義務教育・ごみ処理・防災 など
必要性	△ 中	・市民サービスの適切な提供を前提に民間に委ね られているもの、もしくは委ねられるもの	・保育 ・住宅 ・貸室 など

② 民間活力活用の視点

民間事業者等との役割分担の下、市民サービスが適切に提供されることや、費用 対効果などを総合的に考慮したうえで、民間に委ねることが可能なものについては、 積極的に民間活力の活用を検討します。

③ ICT等活用の視点

市民の利便性向上や費用対効果を総合的に考慮したうえで、ICT等を活用した市民サービスの提供について検討します。

④ 市民ニーズの視点

過去、現在、将来の市民ニーズの傾向を踏まえた検討を行います。

検討に当たっては、「人口の増減」、「人口構造の変化(年少人口減少、生産年齢人口減少、老年人口増加)」、「社会環境の変化」、「市民ニーズの多様化」、「民間活力の活用」、「ICT等の活用による業務の効率化」などの視点から考え方を整理します。

【図表 11】 市民ニーズの視点の考え方

市民ニーズの傾向	市民ニーズの傾向の要素(例示)
7 (上向き)	・人口の増減 ・人口構造の変化 ・社会環境の変化
→ (横ばい)	・市民ニーズの多様化 ・民間活力の活用
▶ (下向き)	・ICT等の活用による業務の効率化

※市民ニーズの傾向における,過去,現在,将来については,基本構想期間に基づき,過去は第4期基本構想期間以前(~2012年),現在は第5期(現行)基本構想期間(2013~2022年),将来(中期)は第6期基本構想期間(2023~2030年),将来(長期)は第7期基本構想期間以降(2031年~)としています。

【図表 12】施設機能ごとの見直しの視点による考え方

	市民サービス提供の視点 〇:高 ム:中			ICT 等	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
	機 能	行政関与の 必要性	/二丁ト/左 よき	活用余地 〇:高 ム:中	活用余地 〇:高 ム:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
1	事務所機能	0	0	0	0	7	1	→	7
2	議会機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	→	→
3	窓口機能	0	0	0	0	7	→	→	7
4	相談機能	0	0	0	0	7	7	1	→
5	ごみ処理機能	0	0	0	Δ	7	→	→	→
6	倉庫機能	Δ	Δ	0	Δ	1	→	7	7
7	防災倉庫機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	→	→	→
8	保育機能	0	Δ	0	Δ	1	1	1	†
9	健全育成機能	0	Δ	0	Δ	1	1	1	→
10	交流機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	→	1	1
11	居場所機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	1	1	1
12	特養機能	0	Δ	0	0	1	7	1	7
13	介護機能	Δ	Δ	0	0	1	1	1	7
14	介護予防機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	1	1	1
15	健康づくり機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	1	1	1
16	リハビリ機能	Δ	Δ	0	0	→	→	→	\(\)
17	診療所機能	Δ	Δ	0	0	→	→	→	↓
18	療育機能	0	0	0	Δ	→	→	→	↓
19	支援機能	0	Δ	0	Δ	\rightarrow	→	→	†
20	住宅機能	Δ	Δ	0	Δ	1	1	1	1
21	学校教育機能	0	0	Δ	0	1	1	1	→
22	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	→	→	†
23	ホール機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	→	→	†
24	文化•生涯学習機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	→	→	→
25	コミュニティ機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	→	→	+
26	屋内運動機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	→	→	7
27	屋外運動機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	→	→	7
28	駐車場機能	0	Δ	0	0	\rightarrow	→	7	7
29	駐輪場機能	Δ	Δ	0	0	1	1	→	7
30	自転車保管機能	0	0	0	0	1	7	7	7
31	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	→	→	→
32	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7
33	飲食機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7
34	宿泊機能	0	Δ	0	Δ	7	7	7	7
35	防災宿泊機能	0	0	0	Δ	\rightarrow	→	→	→
36	展示機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	→	→	→
37	歴史資料整理機能	0	0	0	0	\rightarrow	→	→	7
38	インフラ機能	0	0	0	Δ	7	7	→	†

(3) 公共施設マネジメントの取組時期に関する検討

施設分類ごとに「防災上の位置付け」,「市民生活への影響」,「基本計画上の位置付け・関連等」,「緊急性・適時性」,「市民の意識」の検討項目を踏まえて,総合的に施設分類ごとの公共施設マネジメントの取組時期を検討します。

【図表 13】施設分類ごとの公共施設マネジメントの取組時期に関する検討項目

検討項目		©	0	Δ
1	防災上の 位置付け	地域防災計画において, 災害対策本部や避難場 所等に指定されている。	災害時でも業務を継続 する必要性がある。	その他
2	市民生活への 影響	施設が廃止されること により、市民の日常生活 に支障が出るなど重大 な影響がある。	施設が廃止されることにより、市民の日常生活に影響がある。	その他
3	基本計画上の 位置付け・関連等	基本計画事業または行 革プランに位置付けら れている。または関連性 が高い。	基本計画事業又は行革 プランとの関連性があ る。	その他
4	緊急性・適時性	法的要請, まちづくり, コスト等の観点から速 やかに取り組む必要性 が高い。	法的要請, まちづくり, コスト等の観点から速 やかに取り組むことが 望ましい。	その他
5	市民の意識 (優先して取り組む施設) 平均割合 60%	市民アンケート※により、優先的に維持すべき 施設として、優先度が高い、やや高いと回答した 割合 60%以上	市民アンケートにより、 優先的に維持すべき施 設として、優先度が高 い、やや高いと回答した 割合 60%未満~40%以上	市民アンケートにより, 優先的に維持すべき施 設として,優先度が高 い,やや高いと回答した 割合 40%未満
6	市民の意識 (施設の利用状況) 平均割合 13%	市民アンケートにより, 市民が過去1年間で利 用したことがあると回 答した割合 13%以上	市民アンケートにより, 市民が過去1年間で利 用したことがあると回 答した割合 13%未満~7%以上	市民アンケートにより, 市民が過去1年間で利 用したことがあると回 答した割合 7%未満

※調布市の公共施設に関する市民アンケート (平成28年度実施)

【図表 14】施設分類ごとの公共施設マネジメントの取組時期

取組時期	取組時期の考え方		
I期	適切な維持保全を実施しながら、概ね I 期で、施設機能の改善(改築、改修)、機能移転、縮小等への取組を検討する施設分類		
Ⅱ期以降	適切な維持保全を実施しながら、概ねⅡ期以降、もしくは、人口動態や社会 状況の変化などを踏まえたうえで、必要に応じて、施設機能の改善(改築、 改修)、機能移転、縮小等への取組を検討する施設分類		

【参考】2020(平成32)年度に策定予定の(仮称)公共施設マネジメント計画に おける年度区分

I期:10年【2021(平成33)年度~2030(平成42)年度】 Ⅲ期:8年【2031(平成43)年度~2038(平成50)年度】 Ⅲ期:8年【2039(平成51)年度~2046(平成58)年度】

(4) 施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)

機能見直しの視点に基づく整理や取組時期の検討を踏まえて、(仮称)公共施設マネジメント計画における26年間の計画期間での取組について検討します。

計画期間における取組検討に基づき, I 期からⅢ期までの期ごとに,「①当面維持」,「②改善」,「③移転」,「④縮小」,「⑤廃止」,「⑥継続して検討」のうちいずれか,もしくは複数を今後の見直しの方向性・検討の視点として検討します。

なお、今後の方向性が「①当面維持」であっても、公共施設(主に全市対応施設や小中学校施設)の増改築などを検討する際には、公共施設の適正配置に関する考え方を踏まえ、長期的な視点による周辺地域の施設機能の集約・複合化などの具体的な方策を検討し推進していくことで、個別施設の適正配置に向けて取り組むこととしています。

【図表 15】見直しの方向性における具体的な方向性の検討例

見直しの方向性	具体的な方向性(検討例)
① 当面維持	・適切な維持保全(部位改修)を実施しながら施設を長寿命化 ・維持管理における民間活力等の活用
② 改善	・改築 ・機能改善を図る改修等を実施したうえで施設を長寿命化 ・施設の集約・複合化,多機能化に伴う機能の向上 ・施設整備等におけるPFI手法などの民間活力の活用
③ 移転	・施設機能の集約・複合化に伴う機能の移転
④ 縮小	・市民サービス需要の低下などに伴う機能の縮小
⑤ 廃止	・施設機能の集約・複合化に伴う機能の廃止 ・事業の民営化に伴う施設の譲渡 ・市民サービス需要の低下などに伴う機能の廃止 ・施設廃止,敷地の活用
⑥継続して検討	・必要最小限の維持保全(部位改修)を実施しながら継続して 今後の方向性を検討

併せて,見直しの方向性(検討の視点)が総合管理計画の基本方針の1から3までのどれに該当するのかについて【方針①】【方針②】【方針③】で記載しています。

総合管理計画の基本方針

【方針①】 基本方針1 最適化に向けた適正な配置と総量の抑制

【方針②】 基本方針 2 適切な維持管理・運営の推進

【方針③】 基本方針3 民間活力等の活用

※総合管理計画の基本方針については7頁参照

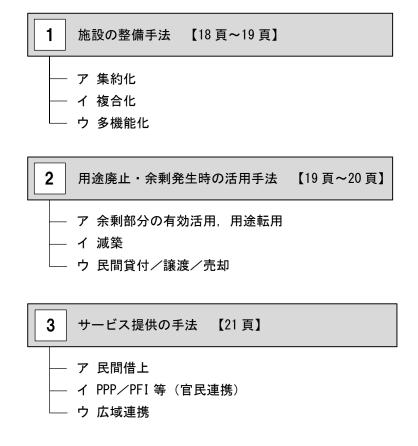
第2章 公共施設見直しの手法

(1) 施設整備等の手法

公共施設の整備, 用途廃止等の施設の活用, サービス提供については様々な手法があります(【図表 16】参照。それぞれの「手法」の概要について, 18 頁から 21 頁に掲載しています)。

公共施設の見直しに当たっては、市民ニーズを踏まえて、現行のサービス水準の維持を基本としながら、これらの手法について必要性や効率性、経済性など、多角的な 視点で検討します。

【図表 16】施設整備等の手法





1) 施設の整備手法

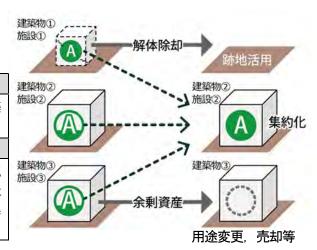
ア 集約化

概要

・同一の機能を持つ施設を一つの建築 物に集める。

活用が考えられるケース

・機能を複数の施設(建築物)に分散配置しており、それぞれの稼働状況や全体の業務効率を踏まえて、一か所に集めることが望ましい場合など。



機能見直しの 効果など

- ・機能的な重複や業務スペースの分散を解消することで、業務の効率化が期待できる。
- ・稼働率が低い同一機能の施設を集約することで、公有資産の有効活用や 施設総量の抑制効果が期待できる。

財政面での 効果など

- ・同一の機能の集約に伴う業務の効率化や施設総量の抑制を図ることで、維持保全コストや管理運営コストの縮減効果が期待できる。
- ・跡地を有効活用することによる新たな用地取得のコスト縮減や,土地を処分する場合の売却収入の確保が期待できる。

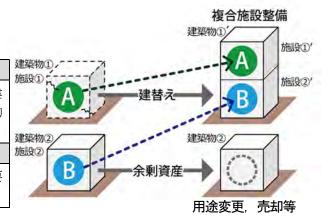
イ 複合化

概要

・異なる機能を持つ施設を,建築物の建 替え等に伴い,同一の建築物に複合的 に整備する。

活用が考えられるケース

・敷地の規模や立地などを踏まえ、必要な機能を複合化する場合など。



機能見直しの 効果など

・異なる機能を併設することによる相互利用や相互交流などの相乗効果が期 待できる。

財政面での 効果など

- ・共用部分(EV, 階段, 廊下等)を集約することで, 整備費用や維持管理コストの縮減効果が期待できる。
- ・跡地を有効活用することによる新たな用地取得のコスト縮減や,土地を処分する場合の売却収入の確保が期待できる。

※集約・複合化を機能見直しの手法として検討する際には、当該地域における現行の市民 サービス水準を維持するための施設機能の配置などに留意します。

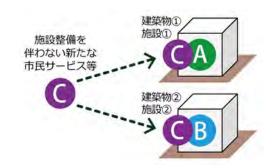
ウ 多機能化

概要

・施設整備を伴わない新たな機能を既存 施設に追加する。

活用が考えられるケース

・ICT (情報通信技術)等を活用した新たな機能を既存施設に追加する場合など。



機能見直しの効果など	・窓口や証明書発行機能の追加により、業務の効率化や市民の利便性の向上が期待できる。
財政面での 効果など	・既存施設の活用により、整備費用の発生を抑制しながら新たな機能を追加できる。

2) 用途廃止・余剰発生時の活用手法

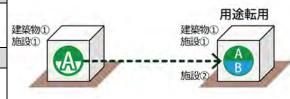
ア 余剰部分の有効活用, 用途転用

概要

・建築物の転用可能な余剰部分を,異なる機能の施設用途に改修する。

活用が考えられるケース

・施設の稼働状況の低下や空きスペース の増加が見られる場合など。



機能見直しの効果など	・利用率の低い既存の公有資産を有効活用するとともに、機能の併設によって施設の建替えによる複合化と同様の相互利用、相互交流などの相乗効果が期待できる。
財政面での 効果など	・新規に建築物を整備する場合に比べて、整備費用の抑制効果が期待できる。

イ 減築

概要

・機能を維持しながら,建築物の余剰部分を除却して全体の延床面積を縮小する。

活用が考えられるケース

・施設の稼働状況の低下や空きスペース の増加があり、かつ他の施設用途への 転用が困難な場合など。



機能見直しの効果など	・公有資産の総量抑制効果が期待できる。
財政面での 効果など	・改修コストを要する一方で、除却した余剰部分に必要とした維持管理コストの縮減効果が期待できる。

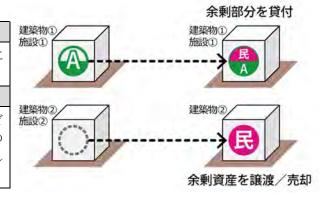
ウ 民間貸付/譲渡/売却

概要

・建築物の全体または一部を民間等に 貸付,譲渡・売却する。

活用が考えられるケース

・集約・複合化や市民ニーズの変化などによって不要となった建築物(施設)の有効活用について、民間活力を活用していく場合など。



機能見直しの 効果など	・公有資産のより有効的な活用が期待できる。 ・譲渡または売却を行う場合、公有資産の総量抑制が期待できる。
財政面での	・民間等への賃貸料や不動産売払収入など歳入確保が期待できる。
効果など	・譲渡,売却の場合,以後の当該施設に係る維持保全コスト及び管理運営コストの縮減効果が期待できる。

3) サービス提供の手法

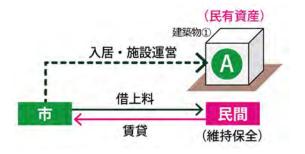
ア 民間借上

概要

・民間施設を借り上げて,市民サービスを提供する。

活用が考えられるケース

・当該市民サービスを民間施設で提供できる場合など。



機能見直しの 効果など	・施設と市民サービス提供の仕組みである機能を分離することができる。
財政面での 効果など	・借上料が発生する一方で、整備費用及び維持保全コストの縮減効果が期待できる。

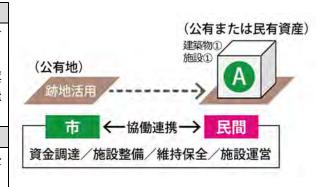
イ PPP/PFI 等(官民連携)

概要

- ・PPP: 行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う。
- ・PFI:公共施設等の建設・維持管理, 運 営等について, 民間の資金, 経営能力, 技術的能力を活用する。

活用が考えられるケース

・利用率の低い公有資産の有効活用など。



機能見直しの 効果など	・民間活力を活用して、質の高い公共施設等の整備やサービスの提供を効率的・効果的に行うことが期待できる。
財政面での 効果など	・民間のノウハウを活用することで,行政が自ら実施する場合と比べて総事業費の縮減効果が期待できる。

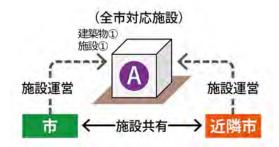
ウ 広域連携

概要

・公共サービスを行使するにあたり,近隣 自治体と共同で施設を管理運営する。

活用が考えられるケース

・利用圏域が広域に及ぶ施設を管理運営する場合など。



機能見直しの 効果など	・フルセット主義から脱却し、公共施設の最適化に向けた適正配置と総量の抑制効果が期待できる。
財政面での 効果など	・近隣自治体と応分に負担し合うことで施設の維持管理・運営費の縮減効果が期待できる。

第3章 建築物の長寿命化に関する考え方

将来的な生産年齢人口の減少や、超高齢社会の進行に伴う税収の減少や社会保障 関係経費の増大などによる財政の硬直化が危惧される中で、今後、老朽化した公共施 設が一斉に改修・更新時期を迎えることになります。そのため、公共施設の長寿命化 による改修・更新費の縮減・平準化に取り組む必要があると考えています。

(1) 長寿命化における目標使用年数の考え方

建築物の長寿命化に当たっては、計画的な維持保全を実施するため、建築物の目標使用年数を設定する必要があります。

一般的には、標準的な鉄筋コンクリート造(RC)の建築物の耐用年数は、総務省における公共施設の更新費の試算で用いられる60年や、市の公共建築物維持保全計画の計画更新年数である65年程度と考えられています。

一方、建築学会における「建築物の耐久計画に関する考え方」では、普通の品質での施工における望ましい目標使用年数の最長期間は80年とされており、また、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」においても、適切な維持管理がなされコンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70~80年程度、更に技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であるとされています。併せて、これまで市で実施した耐久性調査の結果においても、適切な維持保全を実施すれば、建築後100年程度の使用が可能という結果が得られています。

こうしたことを踏まえ、市の長寿命化における目標使用年数の考え方は、

- ① 劣化度調査や耐久性調査を踏まえた劣化状況
- ② 改築 (更新) と長寿命化改修との定量・定性両面からの検討
- ③ 地域のまちづくりとの連動性 など

個別の施設ごとの実情を勘案しつつ,最長かつ適切な目標使用年数の設定 (概ね80年程度)を行っていくことを基本的な考え方とします。

(2) 長寿命化改修の考え方

「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」では、長寿命化改修とは、「長寿命化 を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求め られる水準まで引き上げる改修を行うこと。」と解説しています。

市では、これまでも長寿命化に向けた維持保全等の取組を継続して実施しており、 平成22年度から、公共建築物維持保全計画に基づき、安定的かつ継続的に使用するための公共建築物の機能が長期にわたって最大限発揮できるよう、老朽化した公 共建築物の計画的な維持・保全を進めています。

こうした中で、現行基本計画における学校施設の老朽化対応としては、まちづくり指標に掲げている「校舎の屋上防水」「外壁及び受変電設備」などの改修を中心に取り組んでおり、平成30年度末までに目標値(100%)を達成する見込みとなっています。

【参考】まちづくり指標達成見込み ◆施策 0 5 学校教育の充実 05-6 学校施設の整備

まちづくり指標	平成30年度(見込)	平成29年度末時点
耐用年数を基本に ① 屋上防水 ② 校舎の外壁 ③ 受変電設備 が予防保全できている学校の割合	①100%達成見込み(101 棟/101 棟) ②100%達成見込み(101 棟/101 棟) ③100%達成見込み(28 校/28 校)	①96% (98 棟/101 棟) ②80% (81 棟/101 棟) ③96% (27 校/28 校)

市の長寿命化改修の考え方としては,

物理的な耐久性を高めるための外壁や屋上防水などの改修については、これまでどおり予防保全を基本として適切な維持保全を実施します。

一方で、機能や性能の向上については、施設利用者、運営への影響や資産形成につながらない改修コストの縮減の観点から、改修のための仮設建築物の使用は極力回避することを基本とする中で、求められる機能や性能を充分に精査したうえで、施設ごとの実情に応じて具体的な改修内容を多角的に検討していきます。

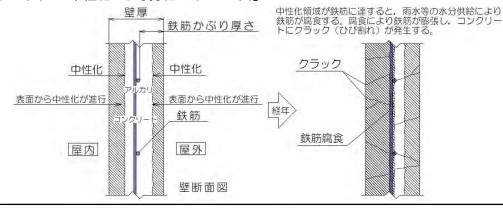
【参考】鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)の耐久性

RC 造は、鉄筋 (SRC 造は鉄骨と鉄筋) をコンクリートが覆う構造となっており、コンクリートが圧縮強度、鉄筋が引っ張り強度を担っています。

コンクリートは、打設した当初はアルカリ性で鉄筋の腐食を防いでいますが、二酸化炭素(CO2)により、経年でコンクリートの中性化が進行し、雨水等により水分が供給されると、鉄筋が腐食します。鉄筋が腐食すると鉄筋自体がコンクリート内部で膨張し、コンクリートが割れて構造体の強度を確保することができなくなります。

そのため、コンクリートの中性化領域が一定程度、鉄筋に達した時を RC 造、SRC 造の耐久性の限界であると考えることができます。

【コンクリート中性化による劣化のイメージ図】



劣化度調査

公共施設の外壁・内装・設備などの劣化度 を目視などで調査



耐久性調査

施設躯体のコンクリート強度や中性化,鉄 筋の腐食度などから,施設が今後どれくら い使用できるかを調査



第4章 公共施設の適正配置に関する考え方

総合管理計画の基本方針では、「市民サービス=施設」の考え方から脱却し、市民サービス提供のための機能を維持しながら、最適化に向けた適正な配置と総量の抑制に必要な方策を検討し、取り組むこととしています。併せて、基本方針に連なる実施方針では、市民サービスの整理を行い、提供するサービスの利用者が概ね市内全域に及ぶ全市対応(広域対応)の市民サービスと、利用者が主に当該地域に限られる地域対応のサービスに区分したうえで、地域対応の市民サービスについて、その提供に適切な地域区分の検討、整理を行うこととしています。

公共施設の適正配置に関する考え方としては、基本計画における地域区分や福祉 3計画における福祉圏域の考え方などを踏まえた、サービスを提供するうえで適切 な地域区分の検討、整理と併せて、各地域における崖線・河川などの地理的状況や施 設へのアクセスなど、地域の様々な実情も踏まえた多角的な検討を行うことを基本 としています。

また,全市対応の市民サービスのうち,提供する市民サービスの利用者が市域を越え,近隣自治体を含む広範囲に及ぶ広域対応の市民サービスにおける今後の方向性を検討するに当たっては,近隣自治体などと共同での施設整備や運営,相互利用の方策などについても検討を行うこととしています。

【検討の視点】

① 全市対応施設(うち広域対応施設), 地域対応施設

全市対応施設 (広域対応施設)	地域対応施設
・当該施設で提供するサービスの利用者が概ね全市域に及ぶ施設のこと・そのうち、サービスの利用者が市域を越え、近隣自治体を含む広範囲に及ぶ施設を広域対応施設に区分	・当該施設で提供するサービスの利用者が, 概ね当該地域に限られる施設のこと ・地域対応施設は,小中学校施設とそれ以外 の施設に区分
【主な施設】※うち広域対応施設には下線 ・市役所庁舎 ・神代出張所 ・クリーンセンター ・教育会館 ・子ども発達センター ・子ども発達センターすこやか ・ちょうふの里 ・総合福祉センター ・知的障害者援護施設 ・市営住宅 ・文化会館たづくり ・グリーンホール ・郷土博物館 ・中央図書館	【主な施設】 ・保育園 ・児童館・学童クラブ ・老人憩いの家 ・ふれあい給食室 ・地域福祉センター ・ふれあいの家 ・小中学校 ・公民館 ・図書館分館 ・ユーフォープレイルーム ・消防団機械器具置場,防災備蓄倉庫 ・自転車等駐車場
・総合体育館 ・屋外運動施設 など	など

※施設分類ごとの全市対応施設,地域対応施設等の区分は【28頁の施設分類一覧】を参照 また,全市対応施設,地域対応施設のいずれにも該当しない施設をその他施設に分類

② 施設機能の集約・複合化などによる公共施設の適正配置

今後の(仮称)公共施設マネジメント計画の策定過程において、公共施設の老朽化 対応や地域のまちづくりとの連動などに伴い、公共施設(主に全市対応施設や小中学 校施設)の増改築などを検討する際には、公共施設の適正配置に関する考え方を踏ま え、長期的な視点による周辺地域の施設機能の集約・複合化などの具体的な方策を検 討し推進していくことで、個別施設の適正配置に向けて取り組むこととしています。

施設機能の集約・複合化のための具体的な方策については、市民ニーズを踏まえて、現行の市民サービス水準を維持していくことを基本として、改修・更新費や管理運営費の縮減、負担の平準化、民間活力の活用などの視点から検討を行うこととしています。

【参考】地域区分の考え方

【基本計画における地域区分の考え方】

現行基本計画では、施策の推進やサービス提供における地域区分については、これまで東西南北の4の広域的地域、10の基礎的地域、20の生活地区に整理するなど、それぞれの施策分野でテーマや対象に応じた地域区分により、地域の実情に即したまちづくりを進めています。次期基本計画においても、各地域の特性を生かした地域主体のまちづくりの実践と各施策における連携を推進する中で、新たな圏域の下での福祉施策の取組状況等を共有しながら、引き続き、地域区分の在り方について必要な検討・整理を行うこととしています。

広域的地域 生活地区及び基礎的地域を包括し,調布市全域に及ぶ広域の生活 圏域 4 地域のこと

基礎的地域 主として大人の徒歩による生活行動の領域に相当し、買物・通学・レクリエーションその他平均的な日常生活がその中で充足され、生活地区相互間の連帯を可能にする2~3の生活地区を包括する基礎的な生活圏域10地域のこと

生活地区 主として小学校児童の生活領域に相当し、学校を核に様々なコミュニティ活動が展開され、近隣社会としてのまとまりを保持することが可能な生活圏域20地域のこと

【福祉圏域の考え方】

平成30年3月策定の地域福祉計画,高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画では,福祉圏域を福祉共通の圏域として8つに整理・区分しています。福祉圏域は福祉,教育,地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎に,複数の小学校区で構成しています。

第5章 まちづくりと連動した土地利用の見直し検討の考え方

用途地域(※1)及び高度地区(※2)等の土地利用の見直しに当たっては、地区計画(※3)を基本として、調布市都市計画マスタープランの土地利用の方針に則した適切な見直しを行うこととしていることから、用途地域等の都市計画の見直し検討と連携を図りつつ、公共施設マネジメントの取組を進めていきます。

※1 用途地域

まちの利便性や快適性,安全性を増進するため,主に住宅地,商業地,工業地などの機能を適切に配分するための区分のことで,都市計画法では現在,12種類の用途地域が定められています。

調布市においては、現在9種類の用途地域を定めています。(第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域)

※2 高度地区

建築物の高さなどを制限することにより、日照・通風・採光などを確保し、住環境を保護する ためのものです。

※3 地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの街づくりのルールを定める都市計画」です。

【参考】

用途地域等の都市計画の見直し検討における公共公益施設への対応

【見直しの方向性】

調布市が管理する公共施設については、総合管理計画に基づく取組と連携を図りつつ、必要に応じて用途地域等の見直しを検討します。その他の公益施設についても、必要に応じて用途地域等の見直しを検討します。

【見直しの方策】

① 地区計画または特別用途地区	・公共公益施設の立地に係る「用途制限」
による用途制限の緩和	の緩和
② 建築基準法第48条許可(※)	・公共公益施設の取り扱い方針を定め、
の政策的な活用	統一的な判断に基づく立地の許可

※建築基準法48条許可:建築基準法第48条のただし書きにより、特定行政庁(建築主事を置く地方公共団の長(調布市の区域では調布市長))の許可により、建築物の用途の制限を緩和するもの

平成29年度に実施した「用途地域等地域地区の変更に関する素案説明会パンフレット」一部抜粋

第6章 施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)

本書の第1章 第6節の機能見直しの基本的な考え方に基づく検討内容については,78 の施設分類ごと下記の「【図表9 再掲】見直しの方向性検討シート」に整理し,2020(平成32)年度に予定している(仮称)公共施設マネジメント計画の策定に向けて,適時適切な情報提供や意見聴取における活用を含めて,今後における個別施設の在り方,方向性の検討などに活用していきます。

【図表 9 再掲】 見直しの方向性検討シート(例)

N N	表9 円	·趏】兄	胆しの)	51円性機	語ン一	ト (1列))		
		施設名	称			所在地	1	建	設年度
市往	设所庁舎				小島町2	「目 35 番	地1		1971
○地方自治法 (事務所の設置又は変更) 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用最大の表別であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当考慮を払わなければならない。 ○調布市の事務所の位置条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定により、調布市所の位置を次のとおり定める。 東京都調布市小島町2丁目35番地1 「戸籍・住民票・印鑑登録」「健康保険・年金」「税金」「ごみ・リサイク									
	提供 サービス	「交通・駐	E輪場」「住	登録」「健康 まい」「下水 舌動・市民活	道・ライフ	ライン」		・リサ	イクル」
機能	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視点 ○:高 △:中	過去	市全体 市民二一 現在 2013~22	ズの傾向 将来 (中期)	将来 (長期)
0	事務所機能	0	のの必要性	0	0	7	2013~22	<u>∠023~30</u>	2031~
整理	窓口機能	Ö	Ö	Ö	Ŏ	1	\rightarrow	\rightarrow	7
×±	相談機能	0	0	0	0	1	7	7	\rightarrow
	議会機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 別状況)
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0	(9	(9
見直しの方向性	に推進す ・今後30° 付けたう 〈将来的な市 ・更新後に となるこ などの検	安全性・利他 る。【方針② 年程度の使見 えで検討,す 行庁舎の更新 必要とされる とを踏まえ、 討に取り組む	】 目を前提とし 進進する。【 検討〉 る面積規模を 将来的な市 」。【方針①	:確保できる i庁舎更新に	維持保全に 場所として 向けて,現	ついて, ま, 現状 敷地にお	次期行革では現場ける効率	エプラン 対地が最近的な建	に位置 有力地 替方法

I期

(1)

市民サービス・機能の整理

施設分類ごと,設置目的や現状で提供している市民サービスを提供するための施設機能を把握,整理(12頁参照)

機能見直しの視点に基づく整理

施設分類ごと、公共施設の 持つ機能を38に分類しし、 ①市民サービスス提供の視点 ②民間活力の活用の視点 ③ICT等活用の視点 ④市民ニーズの視点しの視点 の4つの機能見しの視点 による整理(12-14頁参照)

公共施設マネジメントの取組時期

施設分類ごと,

- 心 設力 頬 こと, ・ 防 災 上 の 位 置 付 け
- ・ 市民生活への影響
- ・基本計画上の位置付け・ 関連等
- · 緊急性 · 適時性
- · 市民意識(優先取組施設· 利用状況)

の6つの検討項目を踏まえ,施設分類ごとの公共施設マネジメントの取組時期を総合的に検討(15 頁参照)

施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)

①当面維持 ②改善 ③移転

④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討

機能見直しの視点に基づく整理や取組時期の検討を踏まえて、(仮称)公共施設マネジメント計画における26年間の計画期間での取組について検討します。

プランに位置付けたうえで検討に取り組む。 【方針①②】

計画期間における取組検討に基づき, I期からⅢ期までの期ごとに,「①当面維持」「②改善」「③移転」「④縮小」「⑤廃止」「⑥継続して検討」のうちいずれか,もしくは複数を今後の見直しの方向性・検討の視点として検討します。(16頁参照)

方向性	具体的な方向性(例)
①当面維持	適切な部位改修を実施しつつ長寿命化
②改善	改築もしくは、改修を実施したうえで長寿命化
③移転	集約・複合化による機能移転
④縮小	サービス需要の低下などに伴う機能縮小
⑤廃止	集約・複合化による機能廃止
⑥継続して検討	適切な部位改修を実施しつつ今後の方向性を検討

※見直しの方向性・検討の視点が総合管理計画の基本方針の1から3までのどれに該当するのかについて【方針 ①】【方針②】【方針③】で記載しています。

Ⅱ期

(1)

Ⅲ期

(1)

【施設分類一覧】 ※全市対応の施設分類=全,地域対応の施設分類=地,その他の施設分類=他

	他設力與一見』 ※全市対応		一主,地		心の施設分類一地,その他の施具		
区分	施設名称	施設分類 番号	掲載頁	区分	施設名称	施設分類 番号	掲載頁
	市役所庁舎	No 1	29	全	グリーンホール	No40	65
全	ごみ対策課事務所	No 2	30	全	せんがわ劇場	No41	66
他	歴史資料整理室	No 3	30	全	郷土博物館	No42	67
全	神代出張所	No 4	31	全	郷土博物館分室	No43	68
全	クリーンセンター	No 5	32	他	文化財資料室	No44	68
全	教育会館	No 6	33	全	深大寺水車館	No45	69
他	庁舎外庁用駐車場	No 7	34	他	博物館収蔵資料保管庫	No46	69
地	保育園	No 8	35	全	武者小路実篤記念館	No47	70
地	児童館・学童クラブ	No 9	36.37	地	公民館	No48	71
地	小学校併設型学童クラブ	No10	38	全	中央図書館	No49	72
地	単独設置型学童クラブ	No11	39	地	図書館分館	No50	73
地	青少年ステーション (CAPS)	No12	40	地	ユーフォープレイルーム	No51	74
全	子ども発達センター	No13	41	全	青少年交流館	No52	75
全	子ども家庭支援センター すこやか	No14	42	全	八ヶ岳少年自然の家	No53	75
地	共同実施型家庭内的保育施 設(ちいはぐ・仙川)	No15	43	全	多摩川自然情報館	No54	76
全	ちょうふの里	No16	44	地	佐須 農 の家	No55	76
全	国領高齢者在宅サービス センター	No17	45	全	総合体育館	No56	77
全	入間町地域密着型認知症 デイサービス	No18	46	他	総合体育館第2駐車場	No57	78
全	シルバーピア	No19	47	全	西調布体育館	No58	78
地	老人憩の家	No20	48	全	市民大町スポーツ施設	No59	79
地	ふれあい給食室	No21	49	全	市民プール	No60	80
全	総合福祉センター	No22	50	全	屋外運動施設	No61	81
全	知的障害者援護施設	No23	51	地	学校の体育施設	No62	82
全	デイセンターまなびや	No24	51	地	消防団機械器具置場	No63	83
全	希望の家・希望の家分場	N o 25	52	他	被災者一時宿泊施設大型 備蓄倉庫	No64	84
全	障害福祉サービス施設	No26	52	地	防災備蓄倉庫	No65	84
全	障害者地域生活・就労支援 センターちょうふだぞう	No27	53	他	災害対策用資材倉庫	No66	85
全	知的障害者援護施設 すまいる分室	No28	53	地	自転車等駐車場	No67	86.87
全	知的障害者グループホーム	No29	54	全	自転車等保管所	No68	87
全	こころの健康支援センター	No30	55	全	子ども交通教室	No69	88
全	健康活動ひろば	No31	56	全	国領駅南口市営駐車場	No70	88
全	医療ステーション	No32	56	全	市民プラザあくろす	No71	89
全	シルバー総合センター	No33	57	全	市民プラザあくろす 男女共同参画推進センター	No72	90
地	地域福祉センター	No34	58	全	市民プラザあくろす 産業労働支援センター	No73	91
地	ふれあいの家	No35	59	全	市民プラザあくろす 市民活動支援センター	No74	92
全	市営住宅	No36	60	全	第七中学校不登校特例校分 教室「はしうち教室」・ 適応指導教室「太陽の子」	No75	93
	小学校	No37	61.62	他	仙川中継ポンプ場	No76	93
	中学校	No38	63	全	利再来留(リサイクル)館	No77	94
全	文化会館たづくり	No39	64	他	資材倉庫	No78	95

第1節 事務所施設

(1) 庁舎等 N o 1

		施設名	称			所在地	<u> </u>	建	設年度
市征	设所庁舎				小島町2	丁目 35 番	地 1		1971
市民サービス・機能	設置目的根拠	○地方自治法 [事務所の設置又は変更] 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 ○調布市の事務所の位置条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定により、調布市役所の位置を次のとおり定める。 東京都調布市小島町2丁目35番地1 「戸籍・住民票・印鑑登録」「健康保険・年金」「税金」「ごみ・リサイクル」							利用に 適当な 日本市役
	提供 サービス	「交通・駐 「消費・生	E輪場」「住る E活」「地域活	まい」「下水	道・ライフ	ライン」	等		1 7 7 2
機能	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視点 ○:高 △:中	過去	市民ニー現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
か	事務所機能	0	0	0	0	7	7	\rightarrow	7
整理	窓口機能	0	0	0	0	7	\rightarrow	\rightarrow	7
	相談機能	0	0	0	0	7	7	7	\rightarrow
	議会機能	0	0	\triangle	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	防災機能	0	\circ	\triangle	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性				意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	©	(9		
見直しの方向性	 〈現市庁舎について〉 ・来庁者の安全性・利便性の確保のほか、庁舎機能を維持した中での免震改修工事を着実に推進する。【方針②】 ・今後30年程度の使用を前提とした計画的な維持保全について、次期行革プランに位置付けたうえで検討、推進する。【方針②】 〈将来的な市庁舎の更新検討〉 								

【参考】2020(平成32)年度に策定予定の(仮称)公共施設マネジメント計画に おける年度区分

I期:10年【2021(平成33)年度~2030(平成42)年度】 Ⅱ期: 8年【2031(平成43)年度~2038(平成50)年度】 Ⅲ期: 8年【2039(平成51)年度~2046(平成58)年度】

No2

		施設名和				所在地		建	設年度			
ごみ	,対策課事務所	听			布田4丁	目 20 番地 2	2		_			
市民サービ	設置目的 根拠	ごみ対策調	ごみ対策課事務所の確保									
こス・機能	提供 サービス	ごみ対策調	ごみ対策課事務									
機能	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	片 - 「		で見た ·ズの傾同	句			
能の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~			
	事務所機能	0	\circ	0	0	1	7	\rightarrow	7			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)			
組時期	Ⅱ期以降	Δ	©	(0	-	_	_	_			
見直しの方向性	・他の周辺	公共施設等。	への機能移軸	云を検討する	5。【方針(1)]						
	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιţ	朝	Ⅱ期		Ш	期			
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	6)	I期⑥に基づく方向性			生			

N o 3

		施設名和				所在地		建	設年度		
歴5	 上資料整理室				小島町2丁目36番地4				_		
市民サービ	設置目的 根拠	歴史資料保	や 場所の確	保							
こス・機能	提供 サービス	歴史資料保	歴史資料保管								
	機能	市民サービン ○:高	ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	- Ī	市全体 市民ニー	で見た ·ズの傾同	ji		
機能の整		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
理	歴史資料 整理機能	0	0	0	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	7		
	倉庫機能	Δ	Δ	0	Δ	1	\rightarrow	7	7		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	Δ	Δ	_	_				
見直しの方向性	・他の周辺	公共施設等。	への機能移転	云を検討する	5。【方針(
	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期	Ⅱ期		<u> </u>	Ⅲ期		
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	6)	I期	⑥に基へ	づく方向	生		

(2) 神代出張所 No4

		施設名和	· 东			所在地		建	談年度	
神仁					西つつじ	つつじケ丘3丁目19番地1				
市民サービス・機能	設置目的 根拠	〔支庁・地 第 155 条 め,条つては こ 3 1 条 地 第 1 条	○地方自治法 〔支庁・地方事務所等の設置〕 第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村こあつては支所又は出張所を設けることができる。 ○調布市役所出張所設置条例 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 155 条第 1 項の規定により、 市長の権限に属する事務を分掌させるため出張所を設置する。							
RE	提供 サービス	「戸籍・住民票・印鑑登録」などに関する手続								
機能の整	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視。 〇:高 △:中	過去	市民ニー 現在	で見た -ズの傾「 将来 (中期) 2 2023~30	将来 (長期)	
蓮	事務所機能	0	0	0	0	7	7	\rightarrow	2031	
	窓口機能	0	0	0	0	1	\rightarrow	\rightarrow	7	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		高識 状況)	
時期	I期	©	©	(0	(0	
									整理す 童館	

(3) クリーンセンター

N o 5

		施設名和				所在地		建	設年度	
クリ	リーンセンター	_			深大寺東	町7丁目47	7番地1		1992	
市民サービ	設置目的 根拠	(目的) 第1条 こ	リーンセン の規則は, i 、要な事項を	調布市が有	する資源	物の選別部	战備,保·	管場所等	の管理	
ス・機能	提供 サービス		調布市が有する資源物の選別設備,保管場所等の管理 粗大ごみの持込							
松			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視。	4		で見た -ズの傾[句	
機能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
理	事務所機能	0	0	0	0	1	1	\rightarrow	7	
	ごみ処理機能	0	0	0	Δ	1	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性				意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	©	©	©	0	(©		_	
見直しの方向性	・クリーンセンターは旧二枚橋衛生組合焼却場跡地へ移転し、関連する機能を集約するとともに、民間活力の活用を図る。【方針①③】 〈参考〉 ・クリーンセンター移転後の跡地活用については、地域ニーズを踏まえながら、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりの場の確保のほか、多世代交流に資する機能を有する施設整備に向け、民間活力の活用を軸に引き続き取組を進める。【方針①③】 ・クリーンセンター跡地活用事業については、総合管理計画に基づく、官民連携及び公共施設の集約・複合化のモデル事業として、深大寺老人憩の家の機能移転を検討する。 【方針①③】									
	①当面維持④縮小⑤	廃止 ⑥継編	③移転 売して検討	I J	, .	<u>Ⅱ期</u> ①		<u></u>		

(4) 教育会館 No6

		施設名程				所在地建				設年度
教育	育会館				小島町2	丁	∄ 36 番♯	也 1		2008
○調布市教育会館条例 第1条 調布市における教育の充実及び振興を図るため,調布市教育会下「教育会館」という。)を調布市小島町2丁目36番地1に設置する。第2条 教育会館は、次の各号に掲げる教育機関をもって構成する。 (1) 調布市教育センター (2) 調布市教育相談所 2 前項に規定するもののほか、教育会館に別表に定める会議室を置く ○調布市教育委員会事務局設置規則 調布市教育委員会事務局は、東京都調布市小島町2丁目36番地1に設置する。								· · ·		
提供 児童・生徒の就学,転学手続,社会教育関係団体の登録,教育相談,会サービス の貸出しなど。							会議室			
機能	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 ○: 高 △: 中	点	過去	市民ニー 現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
の整	事務所機能	0	()	0	0		7	7	\rightarrow	2031 -
蓮	窓口機能	0	0	0	0		7	\rightarrow	\rightarrow	7
	貸室機能	Δ	\triangle	0	Δ		7	7	7	7
	相談機能	0	0	0	0		7	7	7	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)	市民	
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	Δ		(7
見直しの方向性		切な維持保3 検討する。	全を実施しな 【方針②】	から, 将来	そ的な教育	育会	館の在り	カ方・方	向性につ	ついて,
	①当面維持	②改善 (Ιţ	期		Ⅱ期		Ⅲ其	明	
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	1)		1		1	

第2節 その他事務所施設

N o 7

		施設名和				所在地		建	設年度	
庁舎	哈外庁用駐車 場	昜(20 台分)			小島町2	丁目 19 番地	13の内,	6	_	
庁台	哈外庁用駐車 場	昜(10 台分)			小島町3丁目62番地8 -					
庁舎	哈外庁用駐車 場	昜(18 台分)			小島町1丁目20番地5				_	
庁台	6外庁用駐車場	昜(16 台分)			小島町3	丁目 58 番地	18, 19,	20	_	
市民サービ	市民サートの駐車場所の確保 根拠 ウース フェース フェース フェース フェース フェース フェース フェース フェ									
ヒス・機能	提供 サービス	庁用車駐車	用車駐車場							
機	機能	市民サービン ○:高	ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	F		で見た ·ズの傾向	句	
能の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	駐車場機能	0	Δ	0	0	\rightarrow	\rightarrow	7	7	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	Δ		_	_	-	_	
見 ・電動自転車や公共交通機関など代替の移動手段の活用による庁用車のペースの縮減を検討する。【方針①】 ①当面維持 ②改善 ③移転 I 期 II 期 II 期 II 用 II 用 II 用 II 用 II 用								り台数と	駐車ス	
	①当面維持	②改善 (30移転	I	期	Ⅱ期		Ш	朝	
怪	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	1	6	I 期	6に基っ	づく方向	生	

第3節 児童福祉施設

公私連携型保育所とは、児童福祉法の規定に基づく協定を市と 締結することで、協定に基づく調布市の関与がある中で、公私 連携法人として指定を受けた法人が運営する私立保育所のこと

(1) 保育園

N o 8

									14 0 0	
		施設名和	所在地							
下右	市田保育園				布田2丁目	27番地4			1974	
仙川	川保育園				仙川町1丁	目 21 番地	15		2007	
金	子保育園				西つつじケ	丘4丁目	16番地7		1989	
上石	5原保育園				上石原2丁	目8番地:	3		1999	
第3	丘保育園				国領町3丁	目 12 番地	1 1		1968	
深力	大寺保育園				深大寺北町	3丁目31	番地8		2003	
神仁	代保育園				西つつじケ	丘1丁目	40 番地 5		1971	
宮の	つ下保育園				上石原3丁	目 34 番地	1 10		1971	
	上見保育園				富士見町2				1973	
東部	保育園				若葉町1丁				1974	
	市田保育園				調布ケ丘1				1987	
					小島町2丁				2003	
0,3	まわり保育園	○児童福祉			アルソスコート調布101					
市民サービス・燃	設置目的									
機能	提供 サービス	保育	TERME / U	0						
	市民サービス提供の視点 ○:高 △:中 活用の				ICT 等 活用の視点	Ī		で見た ·ズの傾向	<u>,</u>	
機能の数	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
整理	保育機能	0	Δ	0	Δ	1	7	7	\rightarrow	
	相談機能	0	0	0	0	7	7	7	\rightarrow	
	防災機能	0	0	<u> </u>		→ 	→	→ 	→	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	(優先取	意識 組施設)		意識 状況)	
時期	I期	0	0	0	0	(9	_	_	
	公立保育		三の「調布市 公私連携型							
見直しの方向性	・公私連携型保育所制度を導入した場合、運営費補助のほか、老朽化に関する大規模改修									
	①当面維持	②改善 (3)移転	I其	明	Ⅱ期		<u>ш</u> ‡	朝	
			売して検討	1 5 %			6)に基つ			
	0				※ ⑥ I 期⑥に基づく方向性					

※⑤廃止については、公私連携型保育所制度の活用による、公立保育園の民設民営園への移行

(2) 児童館・学童クラブ

N o 9

		施設名称	所在地	建設年度
2	つじヶ丘児童館	馆・学童クラブ	西つつじケ丘3丁目19番地1	1964
東部	邻児童館・学	童クラブ	若葉町1丁目29番地21	1974
国行	頂児童館・学ュ	童クラブ	国領町3丁目8番地15	_
多四	擎川児童館・ ²	学童クラブ	多摩川5丁目1番地2	1977
深力	大寺児童館・	学童クラブ	深大寺東町5丁目14番地1	1978
富二	上見児童館・	学童クラブ	富士見町1丁目8番地1	_
佐多	頁児童館・学	童クラブ	佐須町4丁目42番地2	1982
西台	部児童館・学	童クラブ	上石原3丁目21番地6	1982
緑	ヶ丘児童館・豊	学童クラブ	緑ケ丘2丁目20番地16	1983
調不	ちヶ丘児童館	・ 学童クラブ	調布ケ丘2丁目36番地1	1984
染地	也児童館・学	童クラブ	染地2丁目41番地12	1991
市民サービス・場	設置目的根拠		かたかにすることを目的とする施記を育成を図るため、児童福祉法(会育成を図るため、児童福祉法(会談置する。 放課後児童健全育成事業とは、「会談者が労働等により昼間な遊び)の協談を利用して適切な遊び)の事業をいう。 法律第164号)第6条の3第2項により、おっため、調布市立学童クラブを設置しため、できるとにより、もったの健全な育成を支援し、もったから言いるの健全な育成を支援し、もったから言いるのは、	改とする。では(昭和 22 年)校い生大なび規す大育でを対すでを対す
機能	提供サービス	②行事,講座の開催 ③サークル写真等の展示 ⑤ボランティアの(2)(1)の事業に支障を及ぼさ2 学童クラブ(1)放課後児童健全育成事業(0の活動への意欲,態度の形成 ③放課後児童の遊びの活動状況の把(2)放課後児童健全育成事業を科学する小学校等と学童クラブとの3 子育てひろば子育て中や妊娠中の方を対象にとして実施	の育成及び活動支援)ない範囲におけるホール,集会室 の放課後児童の健康管理,安全確保 遊びを通しての自主性,社会性等の 型握と家庭への連絡等) 別用するため学童クラブに通う障害	版び絵画, 等の貸出 R ②遊び の形成 ④ 書児等の通 支援する場

る講座など

			々提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	1		で見た ズの傾向	ī]
機	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
能	健全育成機能	0	Δ	0	Δ	1	1	1	\rightarrow
の整	保育機能	0	Δ	0	Δ	7	7	7	\rightarrow
理	交流機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	7	7
	相談機能	0	0	0	0	1	7	7	\rightarrow
	居場所機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	1	7	7
	貸室機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	7	7	7	Ž
	防災機能	0	0	\triangle	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民	
時期	I期	©	©		0)		
見直しの方向性	・「調布市児童館のあり方検討委員会」からの報告を踏まえ、子どもや子育て家庭の多様なニーズへの対応や不登校、見えない貧困など、子どもを取り巻く様々な課題に対応し、限られた経営資源の中で児童館に必要とされる機能・役割を持続的に提供していくため、次期行革プランに位置付けたうえで、児童館の今後の在り方や運営に関する考え方の整理								

(3) 小学校併設型学童クラブ

N o 1 0

		施設名和				所在地				設年度
第一	・小学校学童ク	'ラブ				小島町1丁	目8番地	L		2010
第二	小学校学童ク	·ラブ				国領町4丁	目 19 番地	45		2007
第三	小学校学童ク	·ラブ				上石原2丁	目 19 番地	13		2004
深大	:寺小学校学童	ラブ				深大寺元町	5丁目16	番地 14		2007
染地	小学校学童ク	·ラブ				染地3丁目	1番地81			1966
北ノ	台小学校学童	ラブ				深大寺北町	2丁目41	番地1		2012
多摩	川小学校学童	ラブ				多摩川3丁	目 21 番地	1		1970
国領	小学校学童ク	·ラブ				国領町8丁	目1番地8	36		2009
布田	小学校学童ク	·ラブ				染地1丁目	1番地100)		2005
調和	小学校学童ク	·ラブ				西つつじケ	丘4丁目2	22番地6		2002
市民サービス・機能	民サー									きする。 遊びの ④放課
機		学する小学市民サービス	児童健全育 学校等と学覧 ス提供の視点 △:中	童クラ		,	-	市全体	ア	
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性		: 高 : 中	〇:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	
	保育機能	0	\triangle		<u> </u>	Δ	7	7	1	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響		画上の 置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民(利用	意識 状況)
時期	I期	0	0		0	0	(9	_	_
見直しの方向性	• 小学校施	設における	取組と併せ	ー て, j	適切な約	推持保全を	 実施する。	。【方針(2]	
テークラー	①当面維持		3移転		_	.,,			III	
1生	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継	続して検討		1	2*	① ②) %	① (2*

※②改善については、学校施設における取組と連動

(4) 単独設置型学童クラブ

N o 1 1

		施設名	<u></u> 陈					所在地			建	設年度
なな	いろ第1学	童クラブ				多摩川1	丁圖	15 番地	12			2007
なな	いろ第2学	童クラブ				多摩川1	丁目	15 番地	12			2007
ناح	みだい学童	クラブ				小島町3	丁圖] 32 番地	110			2008
おお	まち第1学	童クラブ				菊野台3	丁팀	1 27 番地	138			2008
おお	まち第2学	童クラブ				菊野台3	丁팀	1 27 番地	138			2008
かい	わい学童ク	ラブ				国領町7	丁팀] 11 番地	12			2008
わカ	ば学童クラフ	ブ				若葉町3	丁目	11番地2	25			2008
うえ	のはら第1章	学童クラブ				柴崎2丁	1目 8	3番地8				2012
うえ	のはら第2章	学童クラブ				柴崎2丁	1目 8	3番地8				2012
しも	ふだ学童ク	ラブ				布田2丁	1目:	3番地1				_
かし	わの学童ク	ラブ				佐須町2	丁目	目 19 番地	11			2016
はな	なばたけ第1学童クラブ					深大寺北町5丁目9番地1						2016
はな	なばたけ第2学童クラブ					深大寺北町5丁目9番地1						2016
しば	ばさき公園北第1学童クラブ					柴崎2丁目33番地1						2016
しば	でき公園北海		柴崎2丁目33番地1						2016			
かみ	かみふだ第1学童クラブ 調布ケ丘1丁目6番地1									2017		
市民サ	設置目的 根拠	第1条 児	立学童クラブ 毘童福祉法(毘童健全育成	(昭	3和 22 年海							
サービス・機能	提供 サービス	動への意欲 児童の遊び 2 放課後	児童健全育原 水,態度の形 ドの活動状況 児童健全育 足校等と学童	成の成	え③遊びを)把握と家 事業を利。	通しての 庭への連 用するた)自 (終 め (め	主性,社 等)	会性等	の形成	À 4	放課後
機			ス提供の視点	Ē	民間活力	ICT 等		-	市全体			1
機能の整理	機能	①: 向 行政関与の 必要性	△:中行政等が 主体で ある必要性		話用の視点 ○:高 △:中	活用の視 〇: 唐 △: 中	ĵ	過去	†民ニー 現在 2013~22	将羽(中期	そ 月)	将来 (長期)
	保育機能	○ 防災上の	△ 市民生活		0	Δ		1	1	7		\rightarrow
取組	取組時期	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民 (優先取	意識 組施設)			意識 状況)			
時期	I期	0	©		0	0		(_	-
見直しの方向性		推移を見据 とを検討す				曽改築・	改修	ぎの際に	は,順汐	て,機	能和	多転し
方向	①当面維持 ②改善 ③移転					I期II期			Ⅲj	明 ——		
性) ⑥ ① I 期⑥に基づく			Ŀづく	く方向性		

(5) その他の児童福祉施設

N o 1 2

		施設名				所在地	Į	建	設年度
青生	少年ステーショ	ョン(CAP	S)		上石原1	丁目 36 番:	地2		_
市民サービス・機能	設置目的 根拠	め,厚生労 設置するご ○調布市青 第1条 中 文化,スカ り,青少年	3 項 有 有 有 有 有 有 有 で み で み で み で み で み で み や や や や で み で み で み で み で み で み で の の に の と の に の と の に の と の に と の に と と と と と と と と と と 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	める 事項を ション 条例 生の世代を 主的な 図るた	都道府県 中心とうし を行うこ め,児童	知事に届い た青少年の ことのできる 話福祉法(明	ナ出て, D居場所 3場を提 B和 22 年	児童福祉 として, 供するこ E法律第	施設を 芸術, とによ 164 号)
	提供 1 各種講座の実施 2 自主活動・サークル活動の支援 3 ボランティアの サービス 育成及び活動の支援 4 相談事業								
機能の	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 ○: 高 △: 中	点 過去	市民ニー現在	で見た -ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	可 将来 (長期) 2031~
整理	居場所機能	Δ		0	Δ	\rightarrow	7	7	7
- AE	健全育成機能	0	Δ	0	Δ	7	7	7	\rightarrow
	相談機能	0	0	0	0	1	1	1	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		定意識 対組施設)	市民利用	意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	0	Δ	(0		7
見直しの方向性	・適切な維維保全を実施する。【方針②】								
蒼	①当面維持	②改善 (I其	I 期 Ⅲ期 Ⅲ期			期 一	
怪	④縮小⑤			(1)				1	

N o 1 3

	大凯 A 秋										
		施設名	际			所在地	į	建	設年度		
子と	ども発達センタ	ター			西町 290	番地 49			2009		
市民サ	設置目的 根拠	第1条 言 れのある子 り,これら	- ども発達セン 言葉,運動等に - ども並びに - の子どもの傾 百町 290 番地	に係る発達 その家族に 建やかな成	の遅れ又 対し,療 長を図る	育及び子育	育て支援	を行うこ	とによ		
リービス・機能	提供 サービス	2 発達支 ループ指導 3 相談事 ある保護者 4 保育所 ュ支援事業	業:発達に遅 行,子ども施請 等訪問支援事 後	もの年齢や れやかたよ 設からの相	P一人ひ こりのある 談に対応	とりの発達 3子どもと :	に応じて , 子ども 急一時養	, 個別指 の発達に 護・リフ	高導・グ 心配の		
機能	機能		^ • H I	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 ○: 高 △: 中	温去	市民ニー 現在	で見た -ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)		
の	療育機能	0	0	0	Δ	\rightarrow	→	\rightarrow	\rightarrow		
整理	支援機能	0	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
7	相談機能	0	0	0	0	1	1	1	\rightarrow		
	保育機能	0	Δ	0	Δ	7	7	7	\rightarrow		
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		尺意識 文組施設)	市民利用	意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降										
見直しの方向性			刃な維維保全 用を検討する			2]					
	①当面維持	②改善 (3移転	ΙJ	期	Ⅱ期		Ш	朝		
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	1	① ①			1	1)		

N o 1 4

		施設名和	<u></u> 陈				所在地		建	設年度		
子と	ごも家庭支援で	センターすこ	やか		国領町3	丁目	1番地	38		2000		
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 子 どもの健や	ゲも家庭支行ともと家庭(たどもと家庭(たかな成長を) 「町3丁目1	に係る相談 図るため,	等の子育 調布市子	すてま こども	支援事業					
. 機能	提供 サービス	一事業, 産 業, ひろば	を庭に関する。 を前・産後支援 が開放事業,	援ヘルパー	事業,フ	好 預か アァミ	いり事業 ミリー・	サポー	ト・セン	センタター事		
	機能		主体で 台 中 日 (中期) (長期) ある必要性 台 中 -2012 2013~22 2023~30 2031~									
機	相談機能	0	める必要性	0	0		~2012	<u>2013∼22</u> ∕	2023~30	2031∼		
能の	社会教育機能	0	0	Δ	0		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
整	保育機能	0	Δ	0	Δ		1	1	1	\rightarrow		
理	窓口機能	0	0	0	0		7	\rightarrow	\rightarrow	7		
	支援機能	0	Δ	0	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	居場所機能	\triangle	Δ	0	Δ		\rightarrow	7	7	7		
	交流機能	\triangle	Δ	0	Δ		\rightarrow	\rightarrow	7	1		
	防災機能	0	0	Δ	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民 (優先取			意識 状況)		
組時期	Ⅱ期以降	0										
見直しの方向性	適切な維	適切な維持保全を実施する。【方針②】										
一方	①当面維持	②改善 (3移転	Ιţ	期		Ⅱ期		Шį	朝		
回性												

		施設名	除			所在地		建	設年度			
共同	司実施型家庭的	内保育施設((ちいはぐ・4	<u>Ц</u> /)	仙川町2	丁目 10 番5	也 63		2012			
市民サービ	設置目的 根拠	○児童福祉 第 34 条の	= :	は, 家庭的	保育事業	等を行うこ	とができ	きる。				
こス・機能	提供 サービス	家庭的保育										
機能		市民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た 市民ニーズの傾向 活用の視点 活用の視点 活用の視点 コーズの傾向										
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~			
	保育機能	0	\triangle	0	\triangle	1	1	1	\rightarrow			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		記憶 (組施設)	市民意識(利用状況)				
時期	Ⅱ期以降	0	©	©	0		_		_			
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】											
	①当面維持	②改善 (3)移転	Ι;	期	Ⅱ期		Ш	期			
性	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ①											

第4節 老人福祉施設

(1) 高齢者施設

		施設名和			所在地 建設年				設年度
ちょ	ょうふの里				西町 290	番地 5			1995
西町290番地5 1995 1995 1995 2 2 2 2 2 2 2 2 2								1995	
	提供 サービス	うふの里 1 特別養 2 高齢者 知症対応型 配食サーヒ	護老人ホーム 在宅サービン 通所介護事	ム スセンター 業, 居宅介記	(短期入戸	近 「生活介護	事業, 通	所介護事	業,認
機能の整理	機能特養機能		活支援センタス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性 △	民間活力 活用の視点 〇:高 △:中	ICT 等 活用の視 ○:高 △:中	点過去	市民ニー 現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	月 将来 (長期) 2031~
7	介護機能	Δ	Δ	0	0	7	7	7	7
	支援機能	0	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民(優先取	意識 組施設)	市民(利用	
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0			_	-
見直しの方向性	【方針②	3]	設の計画的な				- も含め検 -		
万	①当面維持	②改善 (3)移転	Ι	期	Ⅱ期		Ⅲ其	明
性	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ① ①								

		施設名種				所在地		建	設年度			
国制	頁高齢者在宅	ナービスセン	ター		国領町3	丁目8番地	1		1996			
市民サービス・機能	設置目的 根拠	第1条 高 号) 第15 により, 部 いう。) を 第2条 国 スセンター	間高齢者在 開着の 構力の 開布市 開布市 開布市 関係 関係 関係 関係 での での での での での での での での での での	の増進を図 R険法(平 局 齢者在宅サ J 3 丁目 8 程 は, 法第 1 険法第 115	るため,	老人福祉法 津第 123 号 ンター(じ 设置する。 項の規定に) 第 115 人下「国 による高	条の 46 領センタ 齢者在宅	の規定しよせービ			
能	提供 サービス	介護予防認	介護保険サービス (通所介護・介護予防通所介護,認知症対応型通所介護・ 護予防認知症対応型通所介護) 地域包括支援センター 民サービス提供の視点 RBHズカ ICT 等 市全体で見た									
機能の対	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視り 〇:高 ム:中	過去 ~2012	現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)			
整理	介護機能	Δ	Δ	0	0	1	7	1	1			
	介護予防機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	7	7	1			
	支援機能	0	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民			意識 (状況)			
時期	Ⅱ期以降	0										
見直し	・適切な維	持保全を実力	施する。【方行	針②】								
しの方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期	Ⅱ期		Ⅲ其	明			
皇	① ① ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ③											

N o 18

		施設名和				所在地		建	設年度	
入間	引町地域密着5	型認知症デイ	サービス		入間町3	丁目 22 番均	也 5		2007	
市民サービス・機	設置目的 根拠	であって, 労働省令て スセンター	この法律に認知症であず定める施設・に通わせ,	るものにつ 又は同法第 当該施設に	いて,老 20条の おいて入	人福祉法第 2 の 2 に規 浴, 排せて	男5条の 見定する ^ラ D,食事	2 第 3 項 老人デイ 等の介護	の厚生 サービ その他	
機能	サービス 2 調布市指定地域密着型介護予防サービス事業									
機			Rサービス提供の視点 E ○:高 △:中 3		ICT 等 活用の視	占 ī		本で見た ーズの傾向		
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	活用の視点 〇:高 ム:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
7	介護機能	Δ	Δ	0	0	1	7	1	7	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民		
時期	Ⅱ期以降	0	©	0	0	()	_	-	
見直しの方向性	適切な維	持保全を実施	 施する。【方:	針②】						
蒼	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιţ	期	Ⅱ期		Ⅲ其	玥	
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継約	売して検討	<u>(1</u>)	1		1		

(2) シルバーピア

		施設名和				所在地		建	設年度		
シバ	レバーピア深っ	大寺			深大寺北町	丁5丁目35	番地 26		1990		
シバ	レバーピア柴嶋	奇			柴崎1丁目	目46番地1			1992		
シバ	レバーピアせい	せらぎ			国領町7つ	「 目 29 番地	1		2013		
市民サービス・	設置目的 根拠	第1条 こ るものを 及び管理に 第3条 自	所齢者住宅条 の条例は, よくほか, 調 上関し, 必要 上宅に困窮す 高齢者住宅	公営住宅法 布市高齢者 な事項を定 る高齢者の	住宅(以) めるもの。 生活の安?	下「高齢者 とする。	住宅」と	いう。)	の設置		
機能	提供 サービス	高齢者を対象とした共同住宅の賃貸									
機能の整理	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視点 ○:高 △:中	過去	現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)		
理	住宅機能	Δ		0	Δ	7	7	7	7		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民(優先取	意識 組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	0	©	0	0	(_	-		
見直しの方向性			が方式による め、代替手段			•		 住宅への	入居支		
	①当面維持	②改善 (30移転	I	期	Ⅱ期		Шļ	朝		
性 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ⑥ Ⅰ期⑥に基づく方向性								生			

(3) その他の老人福祉施設

 $N \circ 2 0$

		施設名和				所在地		建	設年度		
布日	老人憩の家				布田5丁目	50番地1			1963		
深力	て寺老人憩の劉	家			深大寺元町	丁2丁目17	番地 30		1971		
市民サーバ	設置目的 根拠	,	大憩の家条 人の福祉の		ため,調ね	市市老人憩	の家を記	設置する	0		
ビス・機能	提供 サービス	団体利用日	(月・水・ (火・金・ 場所の提供				_	オケや趣	味活動		
			民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た ○:高 △:中 活用の視点 活用の視点 市民ニーズの傾向								
機能の	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
整理	健康づくり 機能	\triangle	Δ	0	0	\rightarrow	7	7	7		
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7		
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)		
時期	I期	©	Δ	(0	(Δ		
見直しの方向性	・施設の老朽化等を踏まえ、深大寺老人憩の家については、クリーンセンター跡地活用事業に伴い機能移転を検討するとともに、布田老人憩いの家については、今後の方向性を検討する。【方針①】 ・機能移転の際には、提供するサービスの見直しと併せて、運営方法について民間活力を活用した見直しを検討する。【方針①③】										
惺	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期	Ⅱ期		Ш‡	朝		
	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	① ③	6	① I	期⑥に基	ばづく方口	句性		

		施設名和			所在地				設年度		
ふオ	1あい給食室	(染地)			染地3丁	目1番地81			1966		
ふオ	1あい給食室	(緑ケ丘)			緑ケ丘2	丁目 16 番地	11		1965		
ふオ	いあい健康ルー	ーム(石原)			富士見町	1丁目37番	地1		1981		
ふオ	1あい給食室	(北ノ台)			深大寺北	町2丁目41	番地1		1979		
市民サービス・	設置目的 根拠	第1(目的 い給食室に や地域社会 当該高齢者	へれあい給食) これあい給食にない このではいて、学との交流のでででででででででいる。 これででででいる。 これではいる これで といる これで という これで といる これで といる これで といる これで といる これで といる これで	剛は, ひとり 校給食の提 行う調布市 解消及び介	ぐらし高 供をとお ふれあい	して高齢者 給食事業を	か健康 実施す	の維持及 ることに	び児童 より,		
機能	提供 学校給食の会食,健康体操・書道・絵手紙・音楽(歌)等の趣味活動,児童 サービス や地域の人との交流										
機			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視			ママ見た - ズの傾向	ī		
能の整	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
理	健康づくり 機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	1	1	1		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	0	0	()		7		
見直しの	見 ・学校施設における対応と併せて、長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。 【方針②】										
しの方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	I :	期	Ⅱ期		Ш	朝		
怪	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	1	2*	1 2	*	① (2)*		

[※]②改善については、学校施設における取組と連動

第5節 社会福祉施設

(1) 総合福祉センター

		施設名和				所在地		建	設年度	
総合	合福祉センター	_			小島町2丁	1目 47 番均	也1		1982	
吉	設置目的 根拠	第1条 高	総合福祉セン 新齢者及び心 図るため,調	身に障害の						
市民サービス・機能	提供 サービス	2 身体障 3 老人に規 4 介護保 5 施設の 6 施設が 7 市長が	祉法第6条6 書者福祉法第 10条 記定する名 設法第 115	第31条に規 の4第15 福祉センタ 第7項に規 条の45第1 3事業	定する身体 頁第 2 号に 一が行う事 官する通所:	本障害者福 掲げる便 「業 介護	福祉セン 宜の供与 第1号)	ターが行 子及び同 通所事業	う事業 法第 20	
	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視点 〇:高 ム:中	過去	市民ニー現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)	
機能	事務所機能	0	0	0	0	1	1	\rightarrow	7	
の	相談機能	0	0	0	0	1	1	1	\rightarrow	
整理	リハビリ機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
	介護機能	\triangle	Δ	0	0	1	1	1	1	
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7	
	健康づくり 機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	7	7	7	
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)	
時期	I期	©	©	(0)		7	
見直しの方向性	・公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、引き続き、移転・更新を見据えた事業内容の精査や、施設機能の在り方に関する検討に取り組む。【方針①】・今後の移転・更新を見据えて、利用者の利便性の確保及び安定的・継続的な福祉サービスの提供に配慮しながら、次期行革プランに位置付けたうえで一定の方向性を定める。併せて、周辺福祉施設の機能見直しや民間活力の活用を視野に入れた施設整備案や移転候補地について多角的に検討し、施設整備に関する考え方を整理する。【方針①③】 ①当面維持②改善③移転									

(2) 障害者福祉施設

No23

		施設名和	际			所在地		建	設年度			
知的	勺障害者援護加	 を 設			西町 290 番	地 4			1999			
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 知 う,入所に もって地域 調布市西町	n的障害者援 n的障害者が よる介護, i ぱの障害者福 ば 290番地 4 1 19番地 1)	自立した日 通所による創 祉の増進に (次条に規	常生活又は 削作的活動。 資するため 定するすま	及び就労 , 調布市	の機会の 5知的障)提供等存 害者援護	を行い, 施設を			
機能	提供 サービス		なごみ 施設入所支援,生活介護,短期入所,在宅障害者ショートステイ そよかぜ 生活介護 すまいる 生活介護,就労継続支援(すまいる),就労移行支援(すまい									
機能の整	機能	市民サービン 〇:高 行政関与の 必要性	ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視点 ○:高 △:中	過去	市民ニー 現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来(長期)			
理	支援機能	0	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民利用				
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0	()	_	-			
見直し	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】											
しの方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιį	期	Ⅱ期		Ⅲ非	朔			
惺	④縮小 ⑤											

		施設名程		所在地				設年度			
ディ	(センターまた	かびな			西町 290	番地 47			2006		
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 心 地域の障害	デイセンター シ身に障害が 手者福祉の増 ・番地 47 に	あり介護を 進に資する	要する者						
· 機 能	提供 サービス	生活介護事	子介護事業,日帰り介護事業 - まったで見る								
機	Ide Al-		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視			で見た ·ズの傾向			
能の整	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
理	支援機能	0	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	0	©	©	0	(0	_	_		
見直しの方向性	・長寿命化	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
の 方	①当面維持	②改善 (30移転	I	期	Ⅱ期		Ш	朝		
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	<u> </u>)	1		1)		

N o 2 5

		施設名和				所在地	ı	建	設年度		
希望	望の家				富士見町	2丁目16番	地 33		1983		
希望	望の家分場				入間町1	丁目 13 番地	12		1987		
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 知 う,日常生 者福祉の増	計望の家条例 □的障害者が ☑活の介護及 追進に資する ☑む。)を設置	自立した日 び生産活動 ため,調布	等の機会	の提供を行	が,も・	って地域	の障害		
機能	・ 提供 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生 サービス 活介護										
機	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	占		で見た ·ズの傾向	ī]		
能の整		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
理	支援機能	0	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民			
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0	(0	_	_		
見直し	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】										
しの方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιţ	期	Ⅱ期		Ⅲ其	胡		
桯	4縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ①										

		施設名和	弥		所在地			建	設年度		
障害	髻福祉サービ ス	ス施設			染地3丁	一目:	8番地26	5		1993	
市民サービ	設置目的 根拠	重度知的障	登害者の日中	活動の場と	福祉就労	分り	場の確保				
ビス・機能	提供 サービス	障害者のE 活介護	常生活及び	社会生活を	総合的に	_支	爰するた	めの法	律に規定	する生	
機能			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視		Ī	_	で見た ·ズの傾向	, I	
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○: 高 ○: 市	,	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	支援機能	0	\triangle	0	\triangle		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 〜の影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	0	©	0		(_	_	
見直しの方向性	・長寿命化	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持	②改善 (30移転	I ;	期		Ⅱ期		Ш	朝	
醒	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	<u>(1</u>)		1		(1))	

N o 2 7

		施設名和					所在地		建	設年度
障害	肾者地域生活	・就労支援セ	ンターちょう	うふだぞう	国領町3	丁目	目 19 番均	也 1		2016
市民サ	設置目的 根拠	○障害者の)生活支援・	就労支援等	,各種事	業の	り実施			
―ビス・機能	提供 サービス	障害者相 事業,自立	市委託事業 目談支援事業 立支援協議会 社会福祉事業 登事業,特定	事業, 障害	者を地域 業(行政	です 財産	支える体 使用許⁻	:制づく 可による	り事業	労支援ほか
機能の整理	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 ○:高 △:中	点 -	過去	市民ニー 現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
7	支援機能	0	Δ	0	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0		(_	_
見直し	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
しの方向性	①当面維持	②改善 (30移転	I	期		Ⅱ期		Ш	朝
性	① (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)									

		施設名和				所在地		建	設年度	
知的	内障害者援護加	色設すまいる	分室		国領町3	丁目 19 番均	也1		2016	
市民サービス・機能	設置目的 根拠	第1条 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 可 日 初 可 日 初 明 2 条 初 知 明 2 条 初 知 明 2 条 初 知 明 2 条 初 れ 知 明 れ 知 明 れ 知 明 れ 知 明 れ 知 明 れ 知 明 れ 知 明 れ れ 知 明 れ れ 知 明 れ れ れ れ	中的障害者援 中的障害者が よる介護, i 成の障害者も 「290番地4 119番地1) 受護施設は, (2)そよか	自立した日 通所による 社の増進に (次条置する 次の各号に 次の各号に	常生活又は削作的活動資するため定するする。 掲げる名称	及び就労の制力の関係では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	の機会の f知的障 をにあって もって	提供等で 害者援護 ては,調 構成する	を行い, 施設を 布市国 	
用口	提供 サービス		常生活及び 受,就労定着		総合的に	支援するた	とめの法律	律に規定	する就	
機能の整理	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視点 ○:高 △:中	過去	市民ニー 現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)	
	支援機能	0		0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0	()	_	_	
見直しの	• 長寿命化	に向けた適	刃な維持保全	とを実施する	5。【方針②					
しの方向性	①当面維持	②改善 (3移転	Ιţ	期	Ⅱ期		Ⅲ期		
柽	④縮小 ⑤	縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ① ①								

(3) 障害者グループホーム

		施設名和	际			j	所在地		建	設年度	
知伯	内障害者グル~	ープホームじ	よい		富士見町	4丁	目 40 番	地2		2007	
知的	内障害者グルー	ープホームす	てっぷ		国領町8	丁目	1番地	57		2003	
市民サービス・	設置目的 根拠	第1条 知 を営むこと るための法	□的障害者グ□的障害者がごができるよ □はできるよ □はできるようでは、10でまるようでは、10で支援を実	地域におい う,障害者 7 年法律第1	て共同し の日常生 123 号) タ	活及 第 5 <i>§</i>	な社会 条第 15	注活を約 項に規定	総合的に 定する共	支援す 同生活	
機能	提供 サービス	l 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	常生活及び その他の支		総合的に	支援	きするた	めの法征	律に規定	する共	
機	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視		Г		で見た ズの傾向	ī	
能の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	i	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	支援機能	0	\triangle	0	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)	市民		
時期	Ⅱ期以降	0	©	0	0		(_	-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】										
差	①当面維持	②改善 (30移転	Ιţ	期		Ⅱ期		Ⅲ其	朔	
星	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	<u>(1</u>)		1		1		

(4) その他の社会福祉施設

		施設名和				所在地		建	設年度			
2.3	ころの健康支持	爰センター			布田5丁	目 46 番地:	1		1968			
市民サ	設置目的 根拠	第1条 精	ころの健康 情神障害者の ため、調布市 計する。	自立及び社	会参加へ							
サービス・機能	提供 サービス	1 精神障 2 精神障障 3 精神神障障 4 精神神保 5 団体 6 団を 7	精神障害者の社会に適応するための訓練に関すること 精神障害者の自立のための支援に関すること 精神障害者の社会参加のための支援に関すること 精神保健福祉に関する知識の普及及び啓発に関すること 団体室の使用に関すること 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業									
機能の	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視。 ○:高 △:中	過去	市民ニー 現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)			
整	相談機能	0	0	0	0	1	7	7	\rightarrow			
理	事務所機能	0	0	0	0	1	7	\rightarrow	7			
	貸室機能	Δ	\triangle	0	Δ	7	7	7	7			
	交流機能	\triangle	\triangle	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	1	1			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民 利用	意識 状況)			
時期	Ⅱ期以降	0	©	0	0	()	_	_			
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針											
	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιį	期	Ⅱ期		Ⅲ其	朝			
惺	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ①											

N o 3 1

		施設名和					所在地		建	設年度	
健原	東活動ひろば				布田5丁	1目	46 番地 1	L		1968	
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 広 りのための	康活動ひろ く市民の健)活動を援助 こ設置する。	康の保持増							
(機能	提供 サービス		とおして健 はかの形で活			こ の[団体や関			〉,支援	
機			サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た 市民ニーズの傾向 活用の視点 活用の視点 活用の視点 に対し								
能 機能 行政関与の 行政等が 〇:高 〇:高 過去 現在 将来 ・ 立体で 立体で △:中 △:中 ~2012 2013~22 2023~2									将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
理	健康づくり 機能	Δ	Δ	0	0		\rightarrow	7	7	1	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	\triangle	0	0	0		(Δ	
見直しの方向性	・長寿命化	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期		Ⅱ期		Ш	期	
性	④縮小 ⑤										

		施設名和	弥		所在地 建設年度				設年度	
医猪	マステーション	/			小島町3	丁目 68 番5	也 10		1994	
市民サービス・	設置目的 根拠	第1条 市 「医療ステ	旅ステーシ で民の健康の ニーション」 旅アテーシ でする。	増進に寄与という。) る	を調布市へ	小島町3丁	目 68 番	:地 10 に	設置す	
機能	提供 サービス	休日夜間急	息患診療所((内科小児科	·系),小ଣ	島町歯科診			卦)	
機能の整理	機能診療所機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性 △	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 ム:中	点過去	市民ニー 現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民(利用	意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	©	0	0	-	_	_	_	
見直し	・長寿命化	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
見直しの方向性	①当面維持 ②改善 ③移転④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討I 期II 期III 期II I NII N<l< td=""></l<>									

		施設名程	<u></u>			所	在地		建	設年度
シバ	ンバー総合セン	ノター			小島町3	丁目 8	7 番坩	也 4		1987
市民サービス	設置目的 根拠	「高年齢者 の運営支援	が等の雇用の €	安定等に関	する法律	こに基	基づく	シルバ	一人材も	ニンター
	提供 サービス	調布市シル	/バー人材セ	ンター事務	所					
機		市民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た 市民ニーズの傾向 活用の視点 活用の視点 エーズの傾向								
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中		過去 2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
~	事務所機能	0	0	0	0		1	7	\rightarrow	7
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		に意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	Δ	0	0	0		_	_	-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持	②改善 (I	I期		Ⅱ期		Ш	期	
惺	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ①									

第6節 コミュニティ施設

(1) 地域福祉センター

		施設名和			所在地				設年度
金五	产地域福祉セン	/ター			西つつじケ	丘4丁目	43 番地 3		1972
西音	『地域福祉セン	ノター			上石原2丁	目 15 番地	16		1977
調才	Fケ丘地域福祉	止センター			調布ケ丘3	丁目 58 番	地2		1979
染均	也地域福祉セン	ノター			染地3丁目	3番地1			_
緑ケ	r丘地域福祉 ⁺	センター			緑ケ丘2丁	目 18 番地	149		1982
菊里	予台地域福祉 1	センター			菊野台1丁目38番地1				1983
富士	上見地域福祉	センター			富士見町4		1984		
下不	「原地域福祉」	センター			下石原3丁		1985		
八間	引地域福祉セン	/ター			入間町1丁目13番地2				1987
深力	、寺地域福祉	センター			深大寺北町2丁目40番地1				1990
市民サービス・	設置目的 根拠	第1条 地豊かな地域	2域福祉セン 2域住民の福 社会の形成 ニティの活	祉,文化の を図るため	,調布市地	地域福祉さ			
機能	提供 サービス	貸部屋, 談	(話室, ヘル		なる肥政(/	プ 頁 田	A //		
			ス提供の視点 △:中	民間活力	ICT等	.		で見た ·ズの傾 _[白
	機能	行政関与の必要性	一・一 行政等が 主体で ある必要性	活用の視点 〇:高 △:中	活用の視点 〇:高 △:中	過去	現在	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
機能	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7
の整	コミュニティ 機能	Δ	\triangle	0	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
理	窓口機能	0	0	0	0	7	\rightarrow	\rightarrow	7
	相談機能	0	0	0	0	7	1	1	\rightarrow
	健康づくり 機能	Δ	\triangle	0	0	\rightarrow	7	7	7
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		に は は に は に は に は に は に り に り に り り り り		と意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0		\supset	()
見直しの方向性	・地域における配置の実情を踏まえ、施設機能の集約・複合化、多機能化を検討する 【方針①】 ・マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの住民票等の発行サービ 状況を踏まえ、窓口機能の在り方を検討する。【方針①】 ・小中学校における校舎等の増改築・改修の際には、地域福祉センターをはじめとす 辺施設機能の集約・複合化を検討する。【方針①】								
工	①当面維持		3)移転	I	I期II期		Ш	期	
	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継約	売して検討	1	6	① I	期⑥に基	基づく方	向性

(2) ふれあいの家

		施設名和	<u> </u>			所在地		菱	建設年度	
八雪	長台ふれあいの	か家			八雲台1	丁目 42 番地	12		1991	
富二	上見町ふれあい	ハの家			富士見町	3丁目3番	也 17		1991	
仙儿	ふれあいの3	家			仙川町1	丁目 21 番地	15		2007	
飛	日給ふれあいる	D家			飛田給1	丁目3番地	53		2001	
布日	日駅南ふれあい	ハの家			国領町5	丁目 76 番地	13		2010	
東部	ふれあいの	家			仙川町3	丁目3番地	38		1986	
野な	r谷ふれあい(D家			深大寺東	町7丁目23	番地2		1987	
国的	頁ふれあいの	家			国領町8	丁目1番地	59		1981	
西音	ふれあいの	家			飛田給3	丁目 53 番地	11		1991	
下才	万田ふれあいの	の家			布田2丁	目 27 番地 4			1974	
国的	頁第二ふれあい	いの家			国領町4	丁目 15 番地	128		1997	
上石	5原ふれあい(の家			上石原2	丁目8番地	3		1999	
佐須	真ふれあいの 》	家			佐須町4	丁目 42 番地	12		1982	
国行	真駅北ふれあい	ハの家			国領町2	丁目5番地	15		2004	
小島	島町ふれあいる	D家		小島町3		2011				
大田	丁ふれあいの氦	家			菊野台3		2008			
染均	也ふれあいの氦	家			染地3丁		1993			
上	/原ふれあいの	D家			柴崎2丁	目 27 番地 2	5		2001	
市民サービス・機能	設置目的 根拠 提供 サービス	第1条 地を形成する	れあいの家地域の住民相かため、調布ニニティ活動	互の心のふ 市ふれあい	の家を設	置する。	えし, 住る	み良い#	垃 域社会	
1-61-6:	1616 AF.		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視		市民ニー			
機能の整	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	〇:高 △:中	○:高 △:中		現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
理	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7	
	コミュニティ 機能	\triangle	\triangle	\circ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		民意識 用状況)	
時期	Ⅱ期以降	Δ	0	0	0)		0	
見直しの方向性	け,検討 ・ふれあい	上の課題を する。【方針 の家の機能 の集約・複	·②】 こついては,	地域の実情	手を踏まえ					
① ① 当面維持 ②改善 ③ ②移転 I 期						Ⅰ期 Ⅱ期 Ⅲ期			期	
14	④縮小 ⑤	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討				⑥ ① I 期⑥に基づく		いろう	く方向性	

第7節 市営住宅

(1) 市営住宅

		施設名和				所在地		菱	建設年度	
八雪	雲台市営住宅				八雲台1	丁目 31 番地	13		1982	
深っ	大寺市営住宅				深大寺東	町2丁目23	番地1		1983	
富-	上見第1市営任	主宅			富士見町	1 丁目 33 番	地 16		1981	
富-	上見第2市営任	主宅			富士見町	1丁目40番	地1		1989	
山里	野市営住宅				深大寺北	町6丁目42	番地1		1992	
調□	中前市営住宅				富士見町	4 丁目 40 番	地2		2007	
下7	5原市営住宅				下石原3		2004			
市民サーバ	設置目的 根拠	第3条 住	可営住宅条例 E宅に困窮す 対住宅を設置	る者の生活	の安定を	図り,社会	会福祉の	増進に智	寄与する	
ビス・機能	提供 サービス 共同住宅の賃貸									
機			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	_	市民ニー	本で見た −ズの傾		
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2 2023~3	将来 (長期) 2031~	
	住宅機能	Δ	Δ	0	Δ	7	1	7	1	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		民意識 用状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	©	0	0)		_	
見直しの方向性	・長寿命化 営手法に ・住宅確保 間賃貸住 管理につ ①当面維持	き けられる		主支援協	孫議会の] 等の適正	取組 (民				
1-1-		②改善 (廃止 (6)継続	③移転 売して検討			①			①	

第8節 小学校

(1) 小学校

		施設名			所在地建設年度						
第一	一小学校				小島町1丁	∃8番地	1		1969		
第二	二小学校				国領町4丁	目 19 番地	11		1975		
第三	三小学校				上石原2丁	目 19 番地	13		1964		
八雪	雲台小学校				八雲台1丁	∄1番地	1		1965		
富=	比見台小学校				小島町3丁	目 20 番地	11		1974		
滝場	反小学校				東つつじケ	£1丁目	4番地1		1965		
深力	大寺小学校				深大寺元町	5 丁目 16	番地 21		1972		
上	/ 原小学校				柴崎 2丁目26番地1 197						
石原	京小学校				富士見町1		1971				
若剪					若葉町3丁		1959				
緑久	ケ丘小学校				緑ケ丘2丁		1965				
染均	也小学校				染地3丁目	1 番地 81			1966		
北	ノ台小学校				深大寺北町		1968				
多四	擎川小学校				多摩川3丁		1970				
杉和	集小学校				染地2丁目2		1971				
飛日	田給小学校				飛田給3丁		1975				
柏里	 野小学校				深大寺南町	1丁目17	番地1		1978		
国创	頁小学校				国領町8丁	目1番地	55		1979		
布目	田小学校				染地1丁目	1 番地 85			1981		
調和	1小学校				西つつじケ	主4丁目	22 番地 6		2002		
市民サービス・機能	設置目的 根拠	項以 第 68 条次 第 1 会 270 を 調 1 条	を 校は,国(一る国立大学) 1項に規定 1項に規定 3条に規定 3条に規定 一ることがで 近学校設置条	法人及び独 団体(地方 する公立大学 条において する学校法。 ・例 昭和22年紀	人法(平成 立行政法人 独立行政法 学法人(以下 同じ。)及て 人(以下「学 去律第 26 号	国立高等 人法(平 「公立 「私立学 学校法人	等専門学材 元成 15 年 大学法人 校法(昭 」という	交機構を 法律第 、」とい 3和 24 ^年 か。)の	を含む。 118 号) う。)を F法律第 みが,こ		
	提供 サービス	義務教育									
1616	+66¢ A1~		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点		市民ニー				
機能の敷	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	〇:高 △:中	〇:高	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
整理	学校教育機能	0	0	Δ	0	7	7	7	\rightarrow		
	貸室機能	Δ	Δ	0	\triangle	7	7	7	7		
	防災機能			\triangle		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		

④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討

取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)	市民意識 (利用状況)
時期	I期	0	0	0	0	0	_
見直しの方向性	手【児(学た老多と民 再児い・ 学にとり では は で で で で で で で で で で で で で で で で で	角的に 開加 増増地なの等すを は市状をる活 では がでいる がでいる がでいる がでいる がでいる でいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる が	するとと 不所に をといる をいこな検 をいこな検 がはるえての】がで がすった方針でのででの。 ででのででのででいる。 でのででのででいる。 でのででのででいる。 でのででのででいる。 でのででいる。 でのででのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	,整備の優 きを行うに る。【方針の が見って が見った が見った が見った が見った が見った で で で で で で で で で で で で で で で で の で の	を 生度が高 当たっては しいまない。 しいまない。 はないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	い学校から早期には、長期的視点に立地にあることに居えたうえで、居の際には、周辺がフラブの機能を被いて検討する。	立った施設整備 こ加え、まとまっ 別辺施設の配置や 施設との複合化・ 夏合化していくこ

1 2

1 2

1 2

第9節 中学校

(1) 中学校

		施設名和	弥			所在地			建設年度		
調才	市中学校				富士見町4	丁目 17 番	地1		1974		
神作	弋中学校				佐須町5丁	目 26 番地	11		1972		
第三	三中学校				染地3丁目	2番地7			1960		
第四	9中学校				若葉町3丁	目 15 番地	11		1964		
第3	丘中学校				上石原3丁	目 27 番地	11		1969		
第7	六中学校				国領町3丁	目8番地	23		1974		
第十	七中学校				八雲台2丁	目 16 番地	11		1976		
第月	(中学校				仙川町2丁	目 15 番地	12		1977		
市民サービス・機能	設置目的 根拠	項以第68条次第 270条次第 270を調布 270を調布 31条 31条 31条 31条 31条 31条 31条 31条 31条 31条	活 校は、 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	法人及び独 団体(地方 つる公立大学 条において ける学校法。 の 昭和 22 年紀 で 12 年紀	立行政法人 独立行政法 学法人(以 同じ。)及で 人(以下「	国立高等 :人法(平 下「公立 び私立学 学校法人	事門学 成 15 ⁴ 大学法。 校法(し し とい	を校機構 年法律第 人」とい 昭和 24 う。)の	を含む。 § 118 号) いう。)を 年法律第 みが,こ		
	提供 サービス	* 7b * 1L - 15									
機	,		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	Ī		本で見た - ズの傾			
能の整	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~2	将来 (中期) 2 2023~3	(長期)		
理	学校教育機能	0	0	Δ	0	1	7	1	\rightarrow		
	防災機能	0	0	<u> </u>		→ 	→	\rightarrow	→		
取	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		民意識 用状況)		
組時期	I期	0	0	©	©		9		_		
見直しの方向性	手法を多 【方針数 ・生徒校の ・学た大朽機能 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	角的に検討 別 増加に検討 増築各年の 地は市状と でででする。 でででする。 地はなのででする。 でででする。 でででする。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 ででででででできる。 ででできる。 ででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ます 不断にあまし学 ある たいこな検施 を対けてとが対設 を対けてとが対設 を対けているすの がはいる を対しましたががは を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けました。 を対けまた。 を対した。 をがした	,整備の優 を行うに る。【方針 がアクセフ ,生徒数の 施設の増む 。【方針①	要先度が高い 当たっては ①】 、しやすいふ)推移を見規 文築・改修の 】 、 は手法につい	学校か長期的立地にある対きえたうえご際には、	ら早期に 対視点に るこで, 辺に する。【 する。【	こ事業着 .立った; こ加え,]辺施設 施設との 方針③]	手する。 施設整備 まとまっ の複合化・		

第10節 文化施設

(1) 文化会館たづくり

		施設名和				所在地		建	設年度	
文化	と会館たづくり)			小島町2	丁目 33 番	也1		1994	
市民サービス・	設置目的 根拠	第1条 市 するととも	て化会館たづ F民相互の交 らに,文化の F与するため 量する。	流をとおし 振興, 市民	の健康保	持増進, 情	青報の提	供, 防災	対策の	
機能	提供 サービス		議室・学習	室等の貸出	(中央図	書館あり)	, ,	.,,.,	の実施	
			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	占	市民ニー		句	
	機能	行政関与の 必要性	関与の 行政等が 〇:高 〇:高 過去 現在 将来 将来 将来							
機	文化・生涯 学習機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
能	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
の整	貸室機能	\triangle	\triangle	0	Δ	7	7	7	7	
理	事務所機能	0	\circ	0	0	1	7	\rightarrow	7	
	健康づくり 機能	\triangle	\triangle	0	0	\rightarrow	7	7	7	
	ホール機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
	駐車場機能	\circ	\triangle	0	0	\rightarrow	\rightarrow	7	7	
	飲食機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	7	7	7	7	
	防災機能	0	0	Δ	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		記意識 組施設)		に意識 状況)	
時期	I 期※	0	Δ	0	©	(C	()	
見直しの方向性		・長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全・改修について,整備手法も含め検討する。 【方針②】								
多	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期	Ⅱ期		Ш	期	
伯性	④縮小⑤			(I)	2		(1)	

[※]特定天井の耐震化のほか、空調などの設備改修、屋上防水、外壁改修など、一定規模の維持保全工事の実施を検討

(2) グリーンホール

		施設名和				所在地		建	設年度		
グリ	リーンホール				小島町2	丁目 47 番均	也1		1977		
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 市	ブリーンホー/ 「民の自主的 らため、調布」	な文化活動	.,		- ,				
へ・機能	提供 サービス	芸術文化事が									
			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	F T		で見た ·ズの傾向	ī]		
機能	機能	行政関与の 主体で ある必要性									
の	ホール機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
整理	文化・生涯 学習機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7		
	飲食機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7		
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民	意識 組施設)	市民利用			
時期	I期	©	Δ	0	©			(
見直しの方向性	・ホール機能の在り方や規模等の検討を踏まえ、次期行革プランに位置付けたうえで、総合福祉センター敷地も含めた現敷地全体を最大限活用可能な施設の整備手法やその実施時期等について多角的に検討する。併せて、民間活力の活用による財政負担の抑制を基本として、今後10年以内を目途とする建替えを見据えた施設整備に関する考え方を整理する。【方針①③】										
性	①当面維持		3移転	I		Ⅱ期		<u>Ⅲ</u> ‡	, .		
	(4)縮小 (5)	廃止 ⑥継紀	続して検討	2)	1		1)		

(3) せんがわ劇場

N o 4 1

		施設名	陈			所在地		建	設年度		
せん	Jがわ劇場				仙川町1	丁目 21 番均	也 5		2007		
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 市触れる機会	けんがわ劇場 5民の舞台芸術 を提供するご 市仙川町1つ	析の創造及びことにより,	芸術文化の)振興を図					
へ・機能	提供 サービス	#台芸術事 ホール・リ	耳業の実施 「ハーサル室	の貸出							
			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	Ī		マラス で見た マスの傾っ	句		
機	機能	行政関与の 必要性	「「大政等が 古州の規則 古州の規則 過去 現在 将来 将来 将来 「長期」								
能	ホール機能	Δ		0	Δ	\rightarrow	→	→	→		
の整理	文化・生涯 学習機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7		
	コミュニティ 機能	\triangle	Δ	\circ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	1	意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	©	Δ	©	0	()		Δ		
見直しの方向性	・運営手法について,指定管理者制度を導入する。【方針③】 ・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】										
	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期	Ⅱ期		Ш	朝		
阻性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	(I)	1		(1)		

第11節 社会教育施設

(1) 博物館等

		施設名和		所在地			建	設年度		
郷:	上博物館				小島町3丁目26番地2 197					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○博物館法 第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示し教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関す調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団ー般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)が置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。 ○調布市郷土博物館条例 第1条 市民の郷土に関する教養、学術及び文化の発展に寄与するため、物館法(昭和26年法律第285号)に基づく調布市郷土博物館を調布市小島3丁目26番地2に設置する。								
	提供 サービス	郷土に関係のある歴史,芸術,民俗等に関する実物,標本,模型,文献,図表その他資料の収集,保管,展示,資料の利用に必要な説明,助言,指導,資料に関する専門的,技術的な調査研究,講演会,研究会等の主催・開催の援助								
機能の	機能		提供の視点△:中行政等が主体である必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 ム:中	過去	市民ニー 現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)	
整理	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	→ ·	\rightarrow	
	倉庫機能	Δ	Δ	0	Δ	1	\rightarrow	7	7	
	展示機能	Δ	Δ	0	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降								Δ	
見直しの方向性	・移転及び		施する。【方 集約・複合化 方針①③】		運営方法	の見直しる	を含め,	今後の在	Eり方・	
方向	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期	Ⅱ期		Шį	朝	
性	① 1 1 1 1 1 1 1 1 1							らづく方に	 句性	

N o 4 3

		施設名和		所在地				設年度			
郷出	上博物館分室				布田 6 丁目 61 番地 1991						
市民サー	設置目的 根拠	市内の遺跡	市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財の保存								
ビス・機能	提供 サービス	学術調査や	学術調査や収蔵品の閲覧・調査等の対応								
	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力	ICT等	市全体で見た 市民ニーズの傾向			句		
機能の		行政関与の 必要性 行政等が	主体である必要性	活用の視点 〇:高 ム:中	活用の視点 〇:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
整	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
理	事務所機能	0	0	0	0	1	7	\rightarrow	7		
	倉庫機能	\triangle	\triangle	0	Δ	1	\rightarrow	7	7		
	展示機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民意識 (優先取組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	0	0	-	_	_	_		
見直しの方向性			分後の在りた ては、適切な					転を検討	対する。		
の方	①当面維持	②改善 (3)移転	I	I期		Ⅱ期		期		
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継続	1	⑥ ① I 期⑥に基づく方向性			向性				

		施設名和				所在地			設年度	
文化	上財資料室				飛田給2	飛田給2丁目45番地4				
市民サービス	設置目的 根拠	第3条 ī できないも	○調布市文化財保護条例 第3条 市は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。							
- 機能	提供 サービス	 文化財の保	文化財の保存							
機	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	4	市全体でり 市民ニーズの			
能の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	倉庫機能	Δ	Δ	0	Δ	1	\rightarrow	7	Ž	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民意識 (優先取組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	Δ	\triangle	_	_	_	-	
見直し	・郷土博物館における今後の在り方・方向性の検討に併せて,文化財資料室機能の移転を 検討する。それまでの間においては,適切な維持保全を実施する。【方針①②】									
の方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιţ	期	Ⅱ期		Ⅲ期		
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継続	続して検討	1	6	① I期⑥に基づく方向性			向性	

N o 4 5

		施設名程		所在地				設年度			
深力	大寺水車館				深大寺元町5丁目10番地6 1992						
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 市	○調布市深大寺水車館条例 第1条 市民の郷土に関する教養及び文化の向上に寄与するため,調布市深 大寺水車館を調布市深大寺元町5丁目 10 番地6に設置する。								
機能	提供 サービス	展示,玄米	展示,玄米の精米・そばの実等の製粉								
	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾[ja ja		
機能の		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	〇:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
整理	文化・生涯 学習機能	Δ	\triangle	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	展示機能	\triangle	\triangle	\circ	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民意識 (利用状況)			
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	Δ	Δ	2	Δ				
見直し	- 適切な維	 持保全を実力	施する。【方	 針②】							
しの方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	I	I期			Ⅲ期			
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継続	売して検討	(I)	1)		①			

		施設名和		所在地				建設年度		
博物	物館収蔵資料化	呆管庫			富士見町4丁目26番地1				_	
市民サービ	設置目的 根拠	博物館収蔵	専物館収蔵資料の保存場所の確保							
こス・機能	提供 サービス		博物館収蔵資料の保存							
機能	機能	市民サービン ○:高	ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	占 -	市全体で			
能の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	I ,IH 	現在	将来 (中期) 2 2023~3	将来 (長期) 0 2031~	
	倉庫機能	Δ	Δ	0	Δ	7	\rightarrow	7	7	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民意識 (優先取組施設)		民意識 用状況)	
組時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	Δ		-	_		_	
見直しの方向性	・郷土博物館における今後の在り方・方向性の検討に併せて,資料保管(倉庫) 転を検討する。【方針①】							(倉庫) 相	幾能の移	
	①当面維持	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		Ⅱ期		期	
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	6)	I 期⑥に基づく方			性	

N o 4 7

		所在地				建	談年度			
武者	小路実篤記念		若葉町1丁目8番地30					1984		
市民サービ	設置目的根拠	第1条 武	○調布市武者小路実篤記念館条例 第1条 武者小路実篤の業績を顕彰し,広く市民の教養及び文化の向上に寄 身するため,調布市武者小路実篤記念館を調布市若葉町1丁目8番地30に 設置する。							
ス・機能	提供 サービス	「実篤・白樺・新しき村」に関する資料収集,収蔵品の展示,データベースによる情報提供,調査研究,レファレンスの実施								
機	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 ○: 高 △: 中	点	過去	†民ニー 現在	で見た ズの傾「 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
能の	社会教育機能	0	0	Δ	0		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
整	事務所機能	0	0	0	0		1	7	\rightarrow	7
理	文化・生涯 学習機能	Δ	Δ	0	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	倉庫機能	Δ	\triangle	0	\triangle		1	\rightarrow	7	7
	展示機能	\triangle	\triangle	0	\triangle		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民 (優先取	意識 組施設)	市民意識(利用状況)	
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	0	Δ		۷	Δ	(\supset
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
麦	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期		Ⅱ期		Ⅲ期	
性	④縮小 ⑤	(I	①		①		1)			

(2) 公民館 No48

		施設名和				所在地		建	設年度
東部	邓公民館				若葉町1つ	⁻ 目 29 番地	121		1974
西部	邓公民館				上石原3つ	⁻ 目 21 番地	16		1982
北部	邓公民館				柴崎2丁目	5 番地 18			1988
市民サービス・機	サ 根拠 与することを目的とする。 ○調布市公民館条例								
能	提供 サービス		「民講座,学 と団体・サー						事業の
機能	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視点 ○:高 △:中	過去	市民ニー現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
の整	社会教育機能	0	の公児安住	Δ	0	~ 2012	\rightarrow	2023~30	2031∼
蓮	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7
	相談機能	0	0	0	0	1	7	1	\rightarrow
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民利用	意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	0	Δ	Δ		Δ			
見直しの方向性	・長寿命化	に向けた適	刃な維持保金	ーーー とを実施する	 5。【方針@				
の方面	①当面維持		3)移転	I	期	Ⅱ期		Ⅲ	朔
怪	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	(I		1		1)

(3) 中央図書館

N o 4 9

		施設名和				所在地		建	設年度		
中步	中図書館				小島町2	丁目 33 番5	也1		1994		
市民サービス	設置目的 根拠	共団体の条 ○調布市立 第1条 市 法律第118	公立図書館 会例で定めな 区図書館条例 可民の学習及 3号)第10条	ければなら び多様な文 らの規定に。	ない。 化活動に より,調布	資するた& 5市立図書	り,図書館 館を設置	館法 (昭和 置する。	和 25 年		
機能	提供 サービス	ス,ハンテ	2-14」ビフ担併の担占 また休で目を								
機能の整	機能		A . H	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 △:中	過去	市民ニー 現在	で見た -ズの傾向 将来 (中期) 2 2023~30	将来 (長期)		
理	社会教育機能	0	0	Δ	0	→	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	窓口機能	0	0	0	0	1	\rightarrow	\rightarrow	7		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		記意識 対組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	©	©	(0				
見直しの方向性	・長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全・改修について、整備手法も含め検討する。 【方針②】 ・業務プロセスの分析を踏まえ、民間活力の活用やICT等の活用を検討する。【方針③】 ①当面維持 ②改善 ③移転 I 期 II 期 III 期										
怪	O — III/I	廃止 ⑥継編	O 12 1-1	(Ī		2		1)		

(3) 図書館分館等

		施設名		所在地				設年度		
図書	館国領分館				国領町:	3 丁目 12 番	也1		1968	
図書	館調和分館				西つつし	ンケ丘4丁目	22番地(3	2002	
図書	館深大寺分	館			深大寺は	២ 5丁目1	7番地3		2010	
図書	育神代分館				西つつし	ンケ丘1丁目	40番地5	5	1970	
図書	館宮の下分	館			上石原:	3丁目34番	也 10		1971	
図書	詳館緑ケ丘分	館				2丁目 25番5 川アパート内			1973	
図書	館富士見分	館			富士見町		1973			
図書	詳館若葉分館	•			若葉町:		1974			
図書	育。增加分館	•			染地3	「目3番地1			1980	
図書	當性須分館	•			佐須町4丁目42番地2				1981	
図書	館高架下資	料保存庫			上石原:	2丁目7番地	16		1984	
市民サービ	設置目的 根拠	第1条 市		削 なび多様な文 条の規定に。					和 25 年	
ス・機能	提供 サービス	ディキャッ ティア事業	ップサービン と、市政情報	【集・整理・ ス,地域情報 Bの提供,読	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	こしての図			-	
機能の	機能		大田 王体で							
の整	社会教育機能	0	ある必要性	Δ	0	~2012 →	2023~30 →	2031∼ →		
理	窓口機能	0	0	0	0	1	\rightarrow	\rightarrow	7	
	貸室機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	7	7	7	7	
	居場所機能	□ △ 防災上の	市民生活	計画上の	△緊急性	→ ±5	// L意識	<i>/</i>	<i>/</i> 意識	
取組	取組時期	位置付け	の影響	位置付け	適時性		温 (基)		法服 状況)	
時期	I期	Δ	Δ	0	©		9	(
見直しの方向性	・周辺小中学校における校舎等の増改築・改修の際には、総合管理計画に基づき、図書館 分館の機能移転を検討する。【方針①】 ・保育園と複合化している施設については、複合化の解消と併せて地域の実情を踏まえ た機能移転を検討する。【方針①】 ・業務プロセスの分析を踏まえ、民間活力の活用やICT等の活用を検討する。【方針③】									
			迷続して検討			① ③			3	
	○ 11H 4	- Julian		•	(3) (1) (3) (1)			Ŀ	9	

(5) ユーフォープレイルーム

N o 5 1

	施設名程	际		所在地				設年度
ユーフォープレイ	イルーム(第	一小)		小島町1丁	目8番地	1		2010
ユーフォープレイ	イルーム(第	二小)		国領町4丁	目 19 番地	145		2007
ユーフォープレイ	イルーム(第	三小)		上石原2丁	目 19 番地	13		2004
ユーフォープレイ	イルーム(八	雲台小)		八雲台1丁	目1番地	1		2008
ユーフォープレイ	イルーム(富	士見台小)		小島町3丁	目 20 番地	11		1974
ユーフォープレイ	イルーム(滝	坂小)		東つつじケ	丘1丁目	4番地1		1965
ユーフォープレイ	イルーム(深	大寺小)		深大寺元町	5丁目16	番地 21		2007
ユーフォープレイ	イルーム(上	ノ原小)		柴崎2丁目	26 番地 1			2005
ユーフォープレイ	イルーム(石	原小)		富士見町1	丁目 37 番	地1		1971
ユーフォープレイ	イルーム(若	葉小)		若葉町3丁	目 17 番地	15		1959
ユーフォープレイ	イルーム(緑	:ケ丘小)		緑ケ丘2丁		1965		
ユーフォープレイ	イルーム(染	1番地81		1966				
ユーフォープレイ	イルーム(北	ノ台小)		深大寺北町	2丁目41	番地1		2012
ユーフォープレイ	イルーム(多	摩川小)		多摩川3丁	目 21 番地	11		1970
ユーフォープレイ	イルーム(杉	森小)		染地2丁目	25 番地 4			1972
ユーフォープレイ	イルーム(飛	田給小)		飛田給3丁	目 29 番地	11		2011
ユーフォープレイ	イルーム(柏	野小)		深大寺南町	1丁目1	番地 1		1978
ユーフォープレイ	イルーム(国	領小)		国領町8丁	目1番地	86		2009
ユーフォープレイ	イルーム(布	田小)		染地1丁目1番地85				1981
ユーフォープレイ	イルーム(調	(和小)		西つつじケ	丘4丁目:	22 番地 6	1	2013
市民・設置目的根拠	場所を提供	学校の児童に もし、異なる ことを目的	年齢の児童					
ビス・ 機 サービス		ド場・居場所	の提供					
		ス提供の視点	民間活力	ICT 等	_		で見た	,
機 機能		△:中 行政等が	活用の視点		過去	現在	·ズの傾向 将来	将来
能	行政関与の	主体で	〇:高	〇:高		5九1工	(中期)	(長期)
整見担張物	必要性	ある必要性	△:中	△:中			2023~30	2031~
理 居場所機能 健全育成機能	Δ	Δ	0	\triangle	<i>→</i>	7	7	<i>↑</i>
交流機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	7	7
取 取組時期 防災上の 市民生活 計画上の 緊急性 市民意識 (優先取組版理)								意識 状況)
組 時 期 I期	0	0	0	0	()	_	-
- 小学校施 ・小学校施 1 当面維持 性 ④縮小 ⑤	 設における]	取組と併せて	て, 適切な約	推持保全を領	_ 実施する。	【方針(2]	
2 ①当面維持	②改善 (3移転	I	期	Ⅱ期		Ⅲ其	月
程 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ②※ ① ②※ ①							1 (2	2)*

※②改善については、学校施設における取組と連動

(6) その他の社会教育施設

N o 5 2

		施設名和				所在地		建	設年度			
青少	〉年交流館				飛田給17	一目 52 番封	也1		2002			
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 青 性をはぐく	デ少年交流館 デ少年が同世 み,豊かな 関布市飛田給	代相互及び 人間性の形	成を図るこ	とを目的	-					
八・機能	提供 サービス	青少年の安 員配置あり	で全な居場所)	の提供及び	活動のサオ	ペート (ノ			門嘱託			
			民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た ○:高 △:中 活用の視点 活用の視点 一時民ニーズの傾向 **時間をつまり 「日本学が」 「日本学が」 「日本学が」 「日本学が」 「日本学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校学校									
機能	機能 行政學的 行政等的 〇 · 高 〇 · 高 過去 現在 将来											
の	居場所機能	Δ		0	Δ	\rightarrow	7	7	2031∼			
整理	貸室機能	Δ	Δ	Ō	Δ	7	7	7	7			
	交流機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	1	1			
	相談機能	0	0	0	0	1	7	1	\rightarrow			
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)			
時期	Ⅱ期以降	0	Δ	0	Δ		Δ		Δ			
見直し	・長寿命化	に向けた適切	刃な維持保全	全を実施する	5。【方針②)]						
しの方向性	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		Ⅱ期		Шį	朝			
醒	④縮小 ⑤総続して検討 ① ① ① ①											

		施設名称		所在地 建認				建設年度			
八ク	r岳少年自然の	D家			Щ	梨県北杜戸	 有高机	退町清雪	里 3545 番	地1	1983
市民サービス	設置目的根拠	第1条 恵の健全な青	、ケ岳少年自 原まれた自然 所成を図るた で念場原 354	環境の中め,調本	中で 市市	, 集団で 八ケ岳少					
人・機能	提供 サービス	宿泊及び宿	育泊客への体	育館,斫	开修	室の貸出。	0				
機		市民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た 市民ニーズの傾向 活用の視点 活用の視点 活用の視点 コーズ フーズ フーズ									
能の整	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○: 唐 △: 中	ij	○:高 △:中		過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
理	宿泊機能	0	\triangle	0		Δ		7	7	7	7
	健全育成機能	0	\triangle	0		Δ		1	7	1	\rightarrow
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付い		緊急性 適時性			意識 組施設)		尺意識 月状況)
時期	Ⅱ期以降	\triangle	\triangle	0		\triangle		۷	7		\triangle
見直しの方向性	・長寿命化	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
を	①当面維持 ②改善 ③移転				I期 II期 I			Ш	期		
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紅	売して検討		(1)		1)		(])

N o 5 4

		施設名和	 弥				所在地		建	設年度
多質	赵川自然情報 館	官			染地3丁	一目 8	番地 26	3		1993
市民サービス・戦	設置目的 根拠	第1条 多 民に環境学 及び学習の	を摩川自然情 を摩川の自然 を習の機会を が推進並びに でいるため である。	を中心とし 提供するこ 人材の育成	とにより を図り,	, もっ	環境に関 って生物]する市!]の多様	民活動の 性その他	活性化 Lの環境
機能	提供 サービス	イベントの	心とした市内 開催,学習室		を学べる	展示	の実施。			ジ学べる
機能の整	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇: 高 △: 中	点 5	過去	市民ニー 現在	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
理	社会教育機能	0	0	Δ	0		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ		7	7	7	7
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	0	Δ		۷	7		Δ
見直し	・長寿命化	に向けた適気	刃な維持保全	全を実施する	5。【方針	2]				
しの方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιţ	I期		Ⅱ期		Ⅲ期	
惺	① ① ① ② ① ② ① ②)

		施設名	 弥			所在地		建	設年度		
佐須	乗のり 夏農の家	,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			佐須町5				2016		
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 海等の環境を	************************************	地域などで 動並びにそ	の歴史及る	び文化を広	める活	動を支援			
· 機 能	提供 サービス	環境活動室	至,会議室の	貸出							
機		市民サービ ○:高	ービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た : 高 △:中 活用の視点 活用の視点 コーズの傾向								
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
理	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	貸室機能	\triangle	\triangle	\circ	\triangle	7	7	7	7		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	Δ	\triangle	0		-	_	_	_		
見でしている。 ・適切な維持保全を実施する。【方針②】 の方の日本持つのでは、 ① 当面維持つのとは、 ②改善の経続して検討 ① 第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二											
の方	①当面維持	②改善 (30移転	I	期	Ⅱ期		Ⅲ非	朝		
性	④縮小 ⑤										

第 12 節 体育施設

(1) 体育館

		施設名和	<u></u> 弥			所在地		建	設年度			
総合	合体育館				深大寺北	町2丁目1	番地 65		1985			
市民サービス・機能	設置目的 根拠	第1条 計	館の使用に関	スポーツ及 大水 一ツ 及 上 に 植物 公 目 り と び レ ク リ コ こ と 。	るため、記 関内の調布 を達成す ニーション	調布市総合 5市深大寺: るため, め いの指導及 に係る調査	体育館 北町2丁 にの各号 び普及に を研究,	(以下「何 「目1番 [」] に掲げる 「関する、	本育館」 也 65 に 事業を こと。			
	提供 サービス	室の貸出	前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業。 本育室1室、小体育室1室、会議室2室、屋内プール、トレーニング室1 り貸出									
Div	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 ム:中	過去	市民二 現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期)	将来 (長期)			
機能	屋内運動機能	\wedge	める必要性	0	Δ	~2012 →	\rightarrow	2023~30 →	2031∼			
の整理	健康づくり機能	Δ	Δ	0	0	\rightarrow	1	7	7			
	事務所機能	0	0	0	0	7	7	\rightarrow	7			
	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow			
	貸室機能	Δ	Δ	0	\triangle	7	7	7	7			
取組	防災機能 取組時期	○ 防災上の 位置付け	市民生活への影響	△ 計画上の 位置付け			→ 意識 組施設)		→ 意識 状況)			
時期	時											
見直しの方向性	長寿命化 【方針②		設の計画的な	*維持保全・	改修につ	かいて、整体	備手法も	含め検討	付する。			
万	①当面維持	②改善 (3)移転	Ι	期	Ⅱ期		Ш	朝 一			
皇	④縮小 ⑤	宿小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ② ① ①										

N o 5 7

		施設名	<u></u> 陈			所在地	1	趸	建設年度
総合	合体育館第2票	注車場			深大寺元	町5丁目2	9 番地 1		_
市民サージ	設置目的 根拠	総合体育館	利用者の駐車	車場の確保					
ビス・機能	提供 サービス	駐車場(50	0 台分)						
機能	1446 AM	市民サービン ○:高		民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	点	市民ニー		
の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中		現在 2013~22	将来 (中期) 2 2023~30	将来 (長期) 2031~
	駐車場機能	0	Δ	0	0	\rightarrow	\rightarrow	7	7
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		民意識 反組施設)		民意識 月状況)
時期	Ⅱ期以降	0	Δ	Δ	\triangle		_		_
見直しの方向性	適切な管	理を行う。	【方針②】						
[]	①当面維持	I	期	Ⅱ期		Ⅲ期			
怪	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継続	続して検討	(I)	1		(]	D

N o 58

		施設名	弥		所在地					
西訓	問布体育館				上石原2	丁目4番均	也1		1983	
市民サービ	設置目的 根拠	第1条 こ	☆保育施設条 ☆の条例は, ○必要な施設	市民の体育	-					
ス・機能	提供 サービス	体育室2室	雲, ミーティ	ングルーム	1室の貸	出				
	市民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た 市民ニーズの傾向 活用の視点 活用の視点 活用の視点 によっての傾向 によっての何である。									
機能の敷	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在 2013~22	将来 (中期) 2 2023~30	将来 (長期) 2031~	
整理	屋内運動機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	7	
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7	
	防災機能	0	0	Δ	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		民意識 取組施設)		と意識 引状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	Δ	0	Δ		0	(\supset	
見し	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
しの方向性	①当面維持	②改善 (I	期	Ⅱ期		Ш	期		
性	①当面維持 ②改善 ③移転 1 期 II 期 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ① ①									

		施設名			所在地建設				設年度	
市国	民大町スポージ	ソ施設			菊野台3	3丁	目 27 番垻	也 40		1976
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 こ	是体育施設条 の条例は、 の必要な施設の必要な施設の必要な施設の	市民の体育	-					
へ・機能	提供 サービス	大運動場,	小運動場,何	体育館 1 館	,会議室		出資			
			ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視		Ī		で見た -ズの傾向	<u>.</u>
機能	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	〇:高	前	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
の整	屋内運動機能	\triangle	\triangle	0	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	7
撞	健康づくり 機能	\triangle	Δ	0	0		\rightarrow	7	7	7
	防災機能	0	0	Δ	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow
	貸室機能	\triangle	\triangle	0	Δ		7	7	7	7
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	©	Δ	0					-	_
見直しの方向性	・長寿命化	に向けた適	刃な維持保全	を実施する	5。【方針	H2]				
の方	①当面維持	②改善 (I	[期		Ⅱ期		Ⅲ期		
皇	①当面維持②改善③移転Ⅰ期Ⅲ期④縮小⑤廃止⑥継続して検討①①①①									

(2) 屋外運動施設

		施設名和	陈			所在地	1	建	設年度	
市国	ミプール				染地2丁	1目 43 番地	1		1988	
市民サービ	設置目的 根拠	第1条 こ	是体育施設条 の条例は, の必要な施設	市民の体育						
ス ・ 提供										
機能の整理	機能	11.5 47	ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 △:中	点 過去	市民ニー 現在	で見た -ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来(長期)	
理	屋外運動機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	7	
	防災機能	\circ	0	\triangle	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		尺意識 文組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	Δ	0	Δ		0			
・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】 ・施設の計画的な維持保全を実施しながら、将来的な在り方や方向性について多角的計する。【方針①】 ①当面維持 ②改善 ③移転 I 期 Ⅲ期 Ⅲ期 Ⅲ期 Ⅲ期 Ⅲ期 Ⅲ期 Ⅲ期 Ⅲ期 Ⅲ Ⅱ Ⅱ Ⅱ Ⅱ Ⅱ Ⅱ									的に検	
煮	①当面維持	②改善 (3移転	I期		Ⅱ期		Ⅲ期		
惺	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ⑥ ① Ⅰ 期⑥に基づく							基づく方[

										11/10	
		施設名和	弥				所在地			建記	2年度
市国	尺野球場				染地2丁	1目4	3番地1				_
市国	民西町野球場	• 少年野球場			西町 290	番地	<u>†</u> 3			2	010
市国	民西町サッカ-	一場			西町 290	番地	<u>t</u> 3			2	011
市国	民多摩川テニス	スコート			染地2丁	1目4	13番地1			1	979
市国	民深大寺テニス	スコート			深大寺北	近 4	十丁目4看	番地3		2	005
市国	民緑ケ丘テニス	スコート			緑ケ丘2	丁팀	目 63 番地	11		1	993
緑ケ	ア 丘なかよした	広場			緑ケ丘2丁目63番地1						_
調才	币基地跡地運動	助広場			西町290番地3他						_
調才	市基地跡地東伽	則駐車場			西町290番地3のうち						_
多	MUR童公園 P	内運動施設			多摩川3丁目75番地先						_
緑ク	ア丘ゲートボー	ール場			緑ケ丘2丁目64番地1						_
富二	上見町ゲートス	ドール場			富士見町3丁目4番地						_
か.	つじケ丘ゲー	トボール場	※平成 30 年	三4月末廃							_
東~	つつじケ丘ゲー	ートボール場			東つつじケ丘3丁目19番地1						_
北部	『ゲートボール	ル場			深大寺北町4丁目4番地3						_
南部	『ゲートボール	ル場			染地2丁目43番地1						_
染均	也ゲートボール	ル場			染地3丁目1番地816						_
西訓	間布ゲートボー	ール場			上石原2	丁팀	4番地	1			_
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 こ	と体育施設条 の条例は, の必要な施設	市民の体育							
・機能	提供 サービス	屋外運動施	記等の貸出	ŀ							
機能	機能	〇:高	ス提供の視点△:中行政等が	民間活力活用の視点		点	過去	市全体 市民ニー 現在	本で見: -ズの [/] - 将3	傾向	将来
の整理		行政関与の 必要性	主体である必要性	○:高 △:中	〇: 高		_	2013~2	(中非	期)	(長期) 2031~
	屋外運動機能	<u> </u>	<u>\</u>	0			\rightarrow	→ —	\rightarrow	·	7
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	=		意識 組施設)		市民意利用状	
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	0			(\triangle	
記しの 方面 ・適切な維持保全を実施する。【方針②】 ①当面維持 ②改善 ③移転 I 期 II 期 II 期 II 目 (4縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 I) II 期 II 目 II 目 II 目 II 目 II 目 II 目 I											
万	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期		Ⅱ期			Ⅲ期	
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継約	売して検討	<u>(1</u>	① ①		1				
				l	_						

(3) 学校の体育施設(学校使用時以外の一般使用)

		施設名和				所在地		建	設年度			
調和	加小学校プール	レ			西つつじた	ア丘4丁目2	22番地6		2002			
調才	市中学校弓道場	日 勿			富士見町 4	1丁目17番	地1		1999			
調才	市中学校テニス	スコート			富士見町 4	1丁目17番	地1		_			
市民サー	設置目的 根拠	第1条 こ きに市民の	で学校施設に の条例は, の条例は, を開に供す を振興及び健	調布市立学ることによ	校の施設。 り, そのタ	を学校の教 効率的活用	(育活動 ⁾ を図り,	で使用し もって	ないと			
サービス・機能	提供 サービス	屋内プー 【調布中学 弓道場 【調布中学	生涯学習の振興及び健康の増進に寄与することを目的とする。 【調和小学校プール】 屋内プール (25mプールコース, 幼児プール1つ)等の貸出 【調布中学校弓道場】 弓道場(射場5人立ち)の貸出 【調布中学校テニスコート】 テニスコート(砂入り人工芝, 3面)の貸出									
機能の整理	機能	○:高行政関与の必要性△	提供の視点	民間活力 活用の視点 〇:高 △:中	〇:高 △:中	過去	り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	で見た ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~			
	屋外運動機能	Δ	Δ	0	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	7			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民		市民利用				
時期	Ⅱ期以降											
見直しの方向性	• 学校施設	における取締	組と併せて,	適切な維持	寺保全を実	施する。【	方針②】					
の方向	①当面維持			Ιį	期	Ⅱ期		Ш	朔			
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	① (2*	1 2	*	① (2)*			

[※]②改善については、学校施設における取組と連動

第 13 節 防災施設

(1) 消防団機械器具置場

		施設名和				所在地		建	設年度	
消防	5団第1分団株	幾械器具置場			飛田給1	丁目 38 番地 2			1984	
消防	5団第2分団梯	幾械器具置場			上石原1	丁目 28 番地 3			2005	
消防	5団第3分団梯	幾械器具置場			下石原1	丁目 55 番地 9			1982	
消防	5団第4分団梯	幾械器具置場			小島町1	丁目 13 番地 1	4		1997	
消防	5団第5分団梯	幾械器具置場			布田3丁目4番地7				2007	
消防	5団第6分団梯	幾械器具置場			国領町1		1998			
消防	5団第7分団梯	幾械器具置場			国領町4丁目17番地13				1985	
消防	5団第8分団梯	幾械器具置場			多摩川5	丁目 37 番地 1			2003	
消防	5団第9分団梯	幾械器具置場			佐須町1丁目13番地7				1987	
消防	洒第 10 分団	機械器具置場	易		柴崎1丁	目6番地2			1985	
消防	洒第 11 分団	機械器具置場	易		西つつじ	ケ丘2丁目3	番地 32		1983	
消防	5団第 12 分団	機械器具置場	易		入間町2	丁目 30 番地 1	5		2001	
消防	洒第 13 分 団	機械器具置場	易		仙川町3	丁目3番地38			1986	
消防	5団第 14 分団	機械器具置場	易		深大寺東		1984			
消防	5団第 15 分団	機械器具置場	易		深大寺北	町1丁目1番	地4		1982	
市民サー	設置目的 根拠	火災・災害	時における	消防団の活	動拠点の	確保				
-ビス・機能	提供 サービス	火災・災害	時における	消防団の活	動拠点					
機能	144 AM			民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	点 市	民ニー	で見たズの傾向		
肥の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	〇:高 △:中	〇:高 △:中		現在	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	防災機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意(優先取組		市民 (利用		
時期	Ⅱ期以降	©	©	©	0	0		_	_	
見直しの方向性	長寿命化 【方針②		刃な維持保全	全を実施する	るとともに	こ、必要に応	じた建	替えを行	すう。	
の方	①当面維持	②改善 (3)移転	I	期	Ⅱ期		Ⅲ	胡	
性	④縮小 ⑤			(Ī)	.,,		1		

(2) 被災者一時宿泊施設大型備蓄倉庫

N o 6 4

		施設名和				所	在地		建	設年度		
被犯	炎者一時宿泊加	ف設大型備蓄	倉庫		染地2丁	1 8 1 1 1	昏地 1			1996		
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 少	收災者一時宿 (災,台風等 調布市被災	の災害によ								
機能	提供 サービス	一時的な宿	育泊									
松		市民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等 市全体で見た 市民ニーズの傾向 活用の視点 活用の視点 活用の視点 活用の視点 1.00										
機能の整	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○: 唐 ○: 申	j j	過去 -2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
理	防災倉庫機能	0	0	Δ	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
	防災宿泊機能	0	0	0	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民 優先取	意識 組施設)		意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0		(_	_		
見直しの	• 防災宿泊	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】 ・防災宿泊機能(一時的な宿泊)について、空き家の活用など代替手段の活用余地を検討 する。【方針①】										
しの方向性	①当面維持	②改善 (3移転	I	期		Ⅱ期		Ш	朝		
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継続	続して検討	1	6	1) I ‡	期⑥に基	づく方口	句性		

(3) 防災備蓄倉庫

		施設名和					所在地		建	設年度	
大町	丁防災倉庫				菊野台3	丁	目 27 番均	也4		2008	
小島	島町防災倉庫				小島町3	丁	∄ 98 番坩	也 5		2016	
市民サービ	設置目的 根拠	災害時にお	おける避難者	等に提供す	る備蓄品	aの(呆管場所	「の確保			
ス・機能	提供 サービス	災害時にお	おける避難者	等に提供す	る備蓄品	₁ の(呆管				
機			式サービス提供の視点○:高 △:中活用の視点活用の視点活用の視点								
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○: 高 △: 中	ĵ	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	防災倉庫機能	0	0	Δ	Δ		\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0		(9	_	-	
見直しの方向性	・長寿命化	に向けた適	切な維持保金	全を実施する	る。【方針	·②]					
	①当面維持	②改善 (30移転	I	期		Ⅱ期		Ш	朝	
性	④縮小 ⑤	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ① ① ①									

(4) 災害対策用資材倉庫

		施設名程				所在	地		建設年度		
多四	圣 川災害対策月	用資材倉庫			染地2丁	目 51 番	也		1982		
富士	上見町災害対策		•		富士見町	3丁目2	番地 15		1982		
市民サービ	設置目的 根拠	災害時に使	戸用する資機	材の保管場	所の確保	:					
こス・機能	提供 サービス	災害時に使	戸用する資機	材の保管							
機能		市民サービ ○:高	下民サービス提供の視点 民間活力 ICT 等								
能の整理	機能	行政関与の ・ 主体で ある必要性		○:高 △:中	○:高 △:中	過2		将来 (中期 22 2023~3	(長期)		
	防災倉庫機能	0	0	Δ	Δ	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民意識 上取組施設)		民意識 用状況)		
時期	Ⅱ期以降	Δ	0	0	0		©		_		
見直しの方向性	・適切な維	持保全を実力	施する。【方	針②】							
の方	①当面維持	②改善 (3)移転	Ι	期	II	期		I期		
性	④縮小 ⑤経続して検討 ① ①										

第 14 節 交通安全施設

(1) 自転車等駐車場

施設名称	所在地	建設年度
飛田給北自転車駐車場	飛田給1丁目41番地1	1999
飛田給南自転車等駐車場	飛田給2丁目21番地3	_
西調布南第1自転車等駐車場	上石原2丁目31番地2	_
西調布南第2自転車駐車場	上石原2丁目32番地2	_
西調布南第3自転車等駐車場	上石原2丁目29番地4	_
西調布駅北自転車等駐車場	富士見町1丁目1番地	_
調布駅東自転車等駐車場 ※平成30年度廃止予定	布田3丁目4番地1	_
調布西第1路上自転車駐車場	小島町2丁目62番地32	2016
調布西第2路上自転車等駐車場	小島町2丁目59番地31	2018
調布駅西第2自転車等駐車場※平成30年6月末廃止	小島町1丁目30番地2	_
調布西オートバイ駐車場	小島町2丁目27番地4	_
調布南第1自転車駐車場	布田4丁目17番地10	2015
調布南代替自転車駐車場	布田4丁目3番地1	_
調布南オートバイ駐車場	小島町2丁目32番地7	_
調布駅北第1自転車駐車場	布田1丁目28番地3	2014
調布駅北第2自転車駐車場	小島町1丁目11番地31	2012
布田東路上自転車等駐車場	国領町5丁目68番地23	2017
国領東路上自転車等駐車場	国領町3丁目11番地68	2016
国領西自転車等駐車場	国領町1丁目44番地38	_
国領北自転車駐車場	国領町2丁目16番地22	_
京王多摩川東自転車駐車場※平成30年9月末廃止	多摩川5丁目8番地14	_
京王多摩川東オートバイ駐車場	多摩川5丁目8番地22	_
京王多摩川自転車等駐車場	多摩川 5 丁目 38 番地 5, 6	2002
柴崎東自転車駐車場	菊野台1丁目22番地3	_
柴崎南自転車等駐車場	菊野台2丁目27番地14	_
柴崎南第2自転車駐車場	菊野台2丁目29番地7	_
つつじケ丘東自転車等駐車場	東つつじケ丘2丁目25番地43	_
つつじケ丘駅西第1自転車等駐車場	西つつじケ丘3丁目12番地12	_
つつじケ丘西第2自転車駐車場	西つつじケ丘3丁目14番地4	
つつじケ丘駅西第3自転車等駐車場	菊野台3丁目21番地25	_
つつじヶ丘南自転車駐車場	東つつじケ丘2丁目28番地26	_
つつじケ丘南第2自転車等駐車場	東つつじケ丘2丁目1番地26	_
つつじケ丘南代替自転車駐車場 ※平成 30 年度末廃止予定	東つつじケ丘2丁目4番地1	_
つつじケ丘北自転車駐車場	西つつじケ丘3丁目37番地6	_
つつじケ丘北第2自転車駐車場	西つつじケ丘2丁目14番地2	_
つつじケ丘北第3自転車駐車場	西つつじケ丘2丁目15番地22	_
つつじケ丘北第4自転車駐車場	西つつじケ丘3丁目29番地19	_
つつじケ丘駅北暫定自転車駐車場	西つつじケ丘2丁目3番地16	_
仙川駅東自転車等駐車場	仙川町1丁目44番地1	2006
仙川南自転車駐車場	仙川町1丁目20番地17	
仙川南第2自転車駐車場	仙川町1丁目50番地2 ブロードスクエア仙川1F	_
仙川北自転車駐車場	仙川町3丁目3番地45	_

市民サー	設置目的 根拠	第1条 自	直転車等駐 転車等の利。 あ市立自転	用者の駐車	の利便及	び適切な		等の整備	に資す					
ビス・機能	提供 サービス		(定期利用,一時利用) 自転車等駐車場 自転車等駐車場											
機		市民サービン ○:高	ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	占		体で見た −ズの傾向	i]					
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去		将来 (中期) 2 2023~30	将来 (長期) 2031~					
	駐輪場機能	Δ	Δ	0	0	1	7	\rightarrow	7					
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		民意識 取組施設)	市民利用						
時期	Ⅱ期以降	Δ	©	©	0		©	(
0	・需要に応じ	じた自転車等	駐車場を供給	できるよう	,適正な	配置につ	ハて検討,	推進する	0					
量	置 【方針①】													
0	・引き続き	,自転車等層	註車場の整備	• 有料化を	推進する	5。【方針	23]							
見直しの方向性	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιţ	朝	II ;	朝	Ⅲ其	明					
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	1 2	6	① ②	6	1 2	6					

(2) その他の交通安全施設

N o 68

		施設名和					所在地		建	設年度		
上石	5原自転車等6	保管所			上石原2	丁目	17番地(6		_		
2	つじケ丘自転車	車等保管所			菊野台3	丁目] 21 番地	125		_		
富二	上見町自転車等	等保管所			富士見町	「37	「目2番」	也		_		
市民サービス・	設置目的 根拠	第1条 促進,自転 び安全の確	転車等の駐 この条例は, 車等の駐車対 保を図るとと もって快適な	自転車に係 対策を総合的 ともに、道路	る道路交 に推進す 格等の公	通環 る 共の	環境の整位 ことによ 用に供る	備, 自転 り, 市民 される場	:の利便の 所の機能)増進及		
機能	提供 サービス	撤去したが	去した放置自転車の保管・返還									
機能	機能	〇:高	ス提供の視点 △:中 行政等が	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視	点	過去		で見た ·ズの傾 将来	句 将来		
の整	//XIII	行政関与の 必要性	主体である必要性	○:高 △:中	〇:高 △:中				(中期) 2023~30	(長期)		
理	自転車保管 機能	0	0	\circ	0		7	7	7	7		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)		是意識]状況)		
時期	Ⅱ期以降	Δ										
見直しの方向性	適切な維	持管理を実力	施する。【方気	針②】								
の方	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιį	期		Ⅱ期		II	期		
性	④縮小 ⑤											

N o 6 9

		施設名程				所在地		建	設年度			
子と	ごも交通教室				深大寺元	町1丁目30) 番地 1		1998			
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 ダ 健全な育成	・ども交通教 h児,児童及 えを図るとと ご調布市深大	び生徒の自 もに広く市	民の交通	道徳を高め	るため,					
八・機能	提供 サービス	交通安全指	導									
機能の整	機能	市民サービ 〇:高 行政関与の 必要性	行政等が 主体で	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 ム:中	過去	市民ニー 現在	で見た ズの傾向 将来 (中期)	将来 (長期)			
理	健全育成機能	0	ある必要性 △	0	Δ	~2012	2013~22 1	2023~30	2031∼ →			
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民	意識 状況)			
時期	Ⅱ期以降	Δ		0	\triangle	-	_		7			
見直しの方向性	・適切な維	・適切な維持保全を実施する。【方針②】										
	①当面維持	②改善 (3移転	Ιį	期	Ⅱ期		Ⅲ其	胡			
惺	④縮小 ⑤	縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討 ① ① ①										

		施設名和	弥		所在地			建	設年度					
国领	原駅南口市営駅	注車場			国領町3	丁目1番	也 38		2001					
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 市	ī営駐車場の ī街地におけ 2 年法律第 1 o。	る駐車場を	確保し,	市民の利								
へ・機能	提供 サービス	駐車場の貸	場の貸出(時間貸し・定期貸し)											
機		市民サービン ○:高	式サービス提供の視点 民間活力 ICT等 市全体で見た 市民ニーズの傾向(1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4											
能の整理	機能	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在	将来 (中期) 2 2023~30	将来 (長期) 2031~					
4	駐車場機能	0	Δ	0	0	\rightarrow	\rightarrow	7	7					
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		民意識 取組施設)		意識 状況)					
時期	Ⅱ期以降	\triangle	Δ	Δ	Δ		0		Δ					
見直しの方向性	・適切な維	適切な維持保全を実施する。【方針②】												
を	①当面維持	②改善 (3移転	Ι	期	Ⅱ其	玥	Шį	朝					
性	④縮小 ⑤													

第15節 その他の施設

(1) 市民プラザあくろす

		施設名	 弥		所在地				建	設年度	
市国	ミプラザあく ん	ろす(貸館)			国領町2	丁	目 5 番地 15 2004				
市民サービス	設置目的 根拠	第1条 多	○調布市市民プラザあくろす条例 第1条 多様な市民の活動を支援するための拠点として調布市市民プラヤ くろすを調布市国領町2丁目5番地 15 に設置する。								
機能	提供 サービス	ホール, 会	議室等の貸	出	4						
機能	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視		Ī		で見た ·ズの傾向	傾向	
配の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	ĵ	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	貸室機能	Δ	\triangle	0	Δ		7	7	7	7	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)	市民利用	意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	Ο Δ		Δ		_		0		
見直しの方向性	・適切な維	持保全を実	施する。【方記	針②】							
の方	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιţ	I期		Ⅱ期		Ш‡	Ⅲ期	
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継続	続して検討	<u>(1</u>)		1		1	_	

		施設名和				所在地	建	設年度		
市国	民プラザあく?	ろす 男女共	同参画推進せ	ニンター	国領町27	町2丁目5番地15				
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □								是供		
相位	提供 サービス	男女共同参画社会形成推進のための講座・講演会、女性のための相談事業の実施								
	機能				ICT 等 活用の視点		市民ニー	で見た ズの傾向	_	
機能の		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	〇:高 △:中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
整	事務所機能	0	0	0	0	7	7	\rightarrow	7	
理	社会教育機能	0	0	Δ	0	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
	相談機能	0	0	0	0	1	7	7	\rightarrow	
	居場所機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	1	7	1	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)		意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	Δ	-	_	(
見直しの方向性	適切な維	持保全を実力	施する。【方記	針②】						
一方	①当面維持	②改善 (I	I期			Ⅲ沣	期 一		
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	(1)	1		①		

		施設名和	<u></u> 弥			所在地	建	設年度			
市国	ピプラザあく ん	ろす 産業労	働支援センタ	7—	国領町2	丁目5番地	15		2004		
市民サービス・機能	設置目的 根拠	第2条 (3) (3) 第3条 第3条 第3条 産業 (3) 割 ア 中小企	3) 産業労働支援センター (事業) 53条 あくろすは、次の各号に掲げる事業を行う。 3) 産業労働支援センターにおける次に掲げること。 2 創業者の育成及び支援 中小企業者又は小規模企業者の経営課題の解決								
	提供 サービス		経営相談・創 シンシジ支援				ルオフィ	ス入居者	音審査・		
機能の	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 ム:中	過去	市民ニー現在	で見た ·ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)		
整理	事務所機能	0	0	0	0	7	7	→	2031		
生	相談機能	0	0	0	0	1	7	1	\rightarrow		
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ	7	7	7	7		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		意識 組施設)	市民利用	意識 状況)		
時期	Ⅱ期以降	0	0	0		-	_		9		
見直しの方向性	・適切な維	持保全を実力	施する。【方	<u></u> 針②】							
万方	①当面維持	②改善 (3)移転	Ιį	期	Ⅱ期		Ш‡	朔		
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	売して検討	<u>(1</u>)	1)		1	1)		

				所在地				設年度		
市国	ミプラザあく ん	ろす 市民活	動支援センタ	7—	国領町2	丁	15番地	15		2004
○調布市市民プラザあくろす条例 第2条 あくろすは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。 (1) 市民活動支援センター (事業) 第3条 あくろすは、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 市民活動支援センターにおける次に掲げること。 ア 多世代で多様な市民活動の育成及び支援 イ 市民活動に関する情報の収集及び提供 ウ 市民活動を行う市民、市内で活動する特定非営利活動促進法 法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等の表								進法(平局	戈 10 年	
	提供 サービス	市民活動団体の設立・運営支援(相談,コーディネート,スペース・備品提供,講座開催など)								
機能の整	機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 ○: 高 △: 中	点	過去	市民ニー 現在	で見た -ズの傾向 将来 (中期) 2023~30	将来 (長期)
理	相談機能	0	0	0	0		7	7	7	\rightarrow
	貸室機能	Δ	Δ	0	Δ		7	7	7	7
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性			意識 組施設)	市民利用	意識 状況)
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	Δ		-	_	(
見見	・適切な維	持保全を実力	施する。【方	針②】						
しの方向性	①当面維持	Ιį	期		Ⅱ期		Ш‡	胡		
自性	④縮小 ⑤	(Î)		1)		1			

(2) 第七中学校不登校特例校分教室「はしうち教室」・適応指導教室「太陽の子」 No75

		施設名和			所在地				設年度	
	ン中学校不登村 な指導教室「プ		室「はしうち	5教室」・	菊野台3丁目27番地38 ※太陽の子は,現在(H30.12時点)は 教育会館に仮移転				2008	
市民 世 市民 サ 根拠 心理的要因等により不登校の状態にある児童・生徒に対し、原籍校への復 が困難な生徒に対する教育の場である分教室及び原籍校復帰に向けた指導 を行うための適応指導教室(太陽の子)										
ス・機能	提供 サービス		集団での学習・活動等を通じて、対人関係能力の伸長や自立への援助のた の集団適応指導の実施							
機能の整理	機能学校教育機能		ス提供の視点 △:中 行政等が 主体で ある必要性	民間活力 活用の視点 〇:高 ム:中	ICT 等 活用の視 〇:高 △:中	点 過去 ~2012	~2012 2013~22 2023~		将来 (長期)	
取組	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民	 意識 組施設)	市民	意識 状況)	
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0	-	_	_	_	
見直し	・長寿命化	に向けた適	刃な維持保全	とを実施する	5。【方針(2]				
しの方向性	①当面維持	Ιį	期	Ⅱ期 Ⅲ期		朝				
怪	④縮小 ⑤	<u>(1</u>)	1		1)			

(3) 仙川中継ポンプ場

No76

		施設名	际			所在地	菱	建設年度			
仙儿	中継ポンプサ	易			仙川町3丁目5番地 -						
市民サービ	設置目的 根拠	下水道事業	下水道事業の実施								
こス・機能	提供 サービス	下水道事業									
機能	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視		市全体で見る 市民ニーズの(
能の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中	過去	現在	将来 (中期) 2 2023~3	将来 (長期) 2031~		
	インフラ機能	0	0	0	Δ	7	7	\rightarrow	\rightarrow		
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民意識 (優先取組施設)		市民意識(利用状況)		
時期	Ⅱ期以降	0	0	0	0	-					
見直しの方向性	ら自然流	・費用対効果を踏まえ、下水道管路の変更に伴う施設の在り方について検討する(圧送から自然流下への変更、要新規管路整備)。【方針①】 ・適切な維持保全を実施する。【方針②】									
方向	①当面維持	②改善 (30移転	I	期	Ⅱ期		Ш	期		
性	④縮小 ⑤					① I 期⑥に基づく方			向性		

(4) 利再来留(リサイクル)館

		施設名和	际		所在地				設年度	
利理	事来留(リサイ	イクル) 館			富士見町		_			
市民サービス・	設置目的根拠	第3条2 な修理・加 る。 調布市利	○調布市クリーンセンターの管理に関する規則 第3条2 調布市クリーンセンターが有する粗大ごみ再利用事業のうち軽微な修理・加工及び展示・販売の実施設備の名称及び位置は、次のとおりとする。 調布市利再来留館 調布市富士見町3丁目2番地1							
機能	提供 サービス	粗大再生品の展示及び売却、販売品の配送								
機能	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	7 -	市全体で見る市民ニーズの作品は、原本 日本 「現本」 現本 「現本」 原本			
の整理		行政関与の 必要性	行政関与の 必要性	○:高 △:中	○:高	·· 過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	展示機能	\triangle	\triangle	0	\triangle	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民		市民利用		
時期	Ⅱ期以降	Δ	Δ	0	0	_	-		Δ	
見直しの方向性			民間活力を活 施する。【方		方針③】					
	①当面維持	②改善 (3移転	Ιį	朝	Ⅱ期		Ⅲ其	朔	
性	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継約	売して検討	<u>(1</u>)	1)		1		

(5) 資材倉庫 No78

		施設名程			所在地					建設年度	
高势	兴下資材倉庫				富士見町3丁目2番地15					1983	
多四	陸川倉庫				多摩川 3 丁目 44 番地 15					2003	
都市	方整備部倉庫			小島町3	丁目	61 番均	也 7		1963		
市民 設置目的 管理用資材等の保管場所の確保 根拠											
こス・機能	提供 サービス	管理用資材	用資材等の保管								
機能	機能		ス提供の視点 △:中	民間活力 活用の視点				全体で見た ニーズの傾向			
能の整理		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○:高 △:中	○:高 △:中		過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~3	将来 (長期) 2031~	
	倉庫機能	Δ	Δ	0	Δ		1	\rightarrow	7	7	
取組	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性		市民(優先取	意識 組施設)		民意識 月状況)	
時期	Ⅱ期以降	Δ	0	0	0		(_	
見直しの方向性	・適切な維	持保全を実力	施する。【方記	針②】							
の方	①当面維持	②改善 (ΙJ	期		Ⅱ期		III	Ⅲ期		
惺	④縮小 ⑤	廃止 ⑥継紀	続して検討	(1)		1		(1)	

第7章 公共施設の集約・複合化・官民連携のモデル事業の検討イメージ

公共施設の集約・複合化,官民連携のモデル事業については,(仮称)公共施設見直し 方針や2020(平成32)年度に予定している(仮称)公共施設マネジメント計画の策 定と併行・連携しながら、検討し取組を進めます。

(1) 検討中のモデル事業

- ◆調布駅周辺大型公共施設の整備検討(グリーンホール・総合福祉センター等)
- ◆クリーンセンター跡地活用事業(深大寺老人憩の家機能移転検討を含む)
- ◆平成30年度策定予定の「調布市公立保育園における民間活力の活用方針」に基づく 公立保育園の公私連携型保育所制度による民設民営保育園への移行を検討、推進

(2) 今後のモデル事業の検討イメージ

- ◆神代出張所の機能移転及び機能移転後の跡地活用における周辺公共施設機能の集 約・複合化や官民連携による整備の検討
- ◆小中学校における老朽化対応や地域のまちづくりと連動した建替えなどにおける周辺公共施設機能の集約・複合化や官民連携による整備の検討
- ◆公共施設の集約・複合化,官民連携等を推進していくうえでは,総合管理計画の基本方針に基づき,国や東京都の公有地等の有効活用を検討

